ISSN 1342-5749

農林金融

THE NORIN KINYU

Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2017 11 NOVEMBER

地域の課題と制度

●国家戦略特別区域における農業支援外国人受入事業の概要

●農協における農産物の地域団体商標登録の効果と課題

●カナダの林業・木材産業の動向と木材利用拡大の取組み

農林中央金庫

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

今月の窓

兼業農家の役割

農林水産政策研究所など日中韓３か国の政策研究機関の「農村地域の活性化」をテーマとするシンポジウムに参加する機会を得た。

３か国の農業構造に共通しているのは，小規模農家が大宗を占め，農業の国際的な競争力は決して高くないこと，また，FTAなどによって農産物の貿易自由化が進み，今後もさらに進展する方向にあることである。これらを踏まえ各国の農業政策は，農業経営体の規模拡大や法人化により競争力強化を図ることに重点を置き，政策の効果もあり規模拡大など農業構造は変化しているが，一方で農業者の高齢化や農村の過疎化も共通している。

印象的だったのは，「農業構造の変化と担い手」をテーマとするセッション１で報告した韓国と中国の研究者が，自国の農業政策がその育成に重点を置く大規模で専業の農業経営ではなく，いわゆる「兼業農家」に焦点をあてていることであった。

中国では，多くの農家で働き手が出稼ぎにいき，農村では労働力不足を補うため大型農業用機械による代掻きや収穫などの作業委託を利用することが多い。中国農業科学院農業経済発展研究所の銭氏は農外所得が多いほど作業委託の利用が多い等の分析結果から，農業生産の維持のためには農外所得獲得に必要な職業教育を改善することを提言した。また，韓国では，農村に安定的な農外就業の機会が少ないが，韓国農村経済研究院の柳氏は，兼業ではなく農家の経済活動の多角化という言葉を用い，それにより農家が持続することで農業の維持・再生産や農村の継続が可能であり，多角化の機会の提供が必要とした。

シンポジウムとは離れるが，日本では，1970年代以降，農村に就業機会が確保されていたことや高い米価のもとで，稲作を中心に在宅での農外就業に支えられた安定的な兼業農家が中心となった。しかし，近年，兼業農家数の減少は加速，その割合も低下している。今後は，農家の高齢化に加え，米政策改革や農地中間管理機構事業等により，担い手への農地集積とともに小規模農家の離農はさらに進むと見込まれる。これは地域の就業機会の減少でもあり，集落人口の減少にもつながりかねない。このため，離農者の就労の場の確保等を図り，農村地域工業等導入促進法が見直され，17年７月に，支援対象にサービス業も加えた「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（農村産業法）」が施行された。

兼業農家を効率性が低く，農家の非農家への移行過程とみる見方がある一方で，兼業農家を農家，農業，農村の持続性の面から存在意義のあるものとする見方もある。

現段階では，日本の農業政策は，前者の見方を踏まえて，農業の競争力強化のために兼業農家の離農を加速化し，また離農を前提とした農村政策に重点が置かれているとみられるが，規模拡大と専業的な農業経営に焦点をあてた農業の強化は，農村振興にはつながらないことを，柳氏は欧州での研究成果として紹介している。日本においても，これまで地域農業と農村を守ってきた兼業農家の今日的な役割について検討することが必要ではないだろうか。

（（株）農林中金総合研究所 常務取締役　斉藤由理子・さいとう ゆりこ**）**

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

農林金融　第70巻　第11号〈通巻861号〉　目　次

今月のテーマ

地域の課題と制度

今月の窓

兼業農家の役割
（株）農林中金総合研究所 常務取締役　斉藤由理子

国家戦略特別区域における
農業支援外国人受入事業の概要
石田一喜 ―― 2

農協における農産物の地域団体商標登録の効果と課題
尾中謙治 ―― 24

談話室

副市長就任一年にして思うこと
新潟県村上市 副市長　忠　聡 ―― 22

外国事情

カナダの林業・木材産業の動向と
木材利用拡大の取組み
安藤範親 ―― 36

統計資料 ―― 52

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は，筆者の個人見解である。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

国家戦略特別区域における農業支援外国人受入事業の概要

研究員　石田一喜

〔要　　旨〕

2017年６月に成立した国家戦略特別区域法の改正により，外国人労働者の農業分野での雇用を可能とする「農業支援外国人受入事業」の実施が決定した。本事業は，労働者派遣スキームを援用した仕組みの下，「即戦力」として活躍できる外国人を雇用し，労働力不足の解消を目指す内容であり，これまで多くの外国人を受け入れてきた技能実習制度とは目的と仕組みが大きく異なる。

当面は特区限定の事業であるが，既に農業現場からは早期の「全国展開」を求める意見もある。全国展開を検討する際は，国内の労働市場への影響，不正行為や失踪を防止するための措置のほか，外国人労働者保護の観点を持った内容とすることが求められる。また，受け入れる外国人の人権や文化的・社会的な背景も考慮に入れた「多文化共生」の観点を持つことも重要となる。

国内農業の外国人労働力への依存度が高まった場合，最終的に移民政策の検討に発展する可能性もある。本事業やその全国展開に関しては，労働力不足への即時的な対応としてではなく，長期的な視野を持った施策としての検討が必要である。

目　次

はじめに
1　農業支援外国人受入事業の背景
（1）　進む国内農業人口の減少
（2）　雇用労働力への依存が強まる傾向
（3）　技能実習生の受入状況
2　事業創設の経緯
（1）　わが国の外国人労働者受入れの基本方針
（2）　農業支援外国人受入事業の創設経緯
3　農業支援外国人受入事業の概要
（1）　事業の全体像
（2）　特例措置の概要
（3）　事業スキーム
（4）　技能実習制度と比較した本事業の特徴
4　全国展開の際に留意すべきポイント
おわりに

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

はじめに

2013年に「規制改革の突破口」として創設された国家戦略特別区域（以下「特区」という）は，エリアを限定して，各種規制に対する特例措置の実施を可能とする仕組みである。既に農業関連の特例措置が複数実施されており，農地所有適格法人以外にも農地の所有を認める「法人農地取得事業」をはじめとして，特例措置の内容や実施状況が大きな注目を集めてきた。(注1)

特区での特例措置は，特区の根拠法である国家戦略特別区域法（以下「特区法」という）の改正等により，随時追加されるものである。17年６月に成立した特区法の改正(注2)では，農業分野での外国人労働者の受入れを可能とする「農業支援外国人受入事業」（以下「本事業」という）の新たな実施が決定している。

そこで本稿では，本事業の背景と事業が創設されるまでの経緯をまとめたうえで，事業の仕組みと外国人を雇用する農業経営体側からみた本事業の特徴を整理し，本事業が全国展開される場合の制度設計において留意すべきポイントをあげてみたい。

（注１） 16年度末までに決定した農業分野の特例措置については，石田（2016）に整理した。

（注２） この改正は，17年６月16日に成立した「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」に基づいている。

1　農業支援外国人受入事業の背景

(1)　進む国内農業人口の減少

まず，本事業が創設された背景となる，国内農業労働力の状況を整理してみたい。

15年の農林業センサスによれば，15年の販売農家数は1,330千戸であり，05年と比べて32.2%減少している。販売農家の世帯員数（農家人口）の減少も著しく，15年は488万人と05年より41.6％少ない。その結果，販売農家１世帯あたりの世帯員数は，4.2人（05年）から3.7人（15年）に減少しており，昭和一桁世代が農業をやめたことが大きく影響した結果になっている。今後も，こうした高齢農家の退出が新規就農者の定着を上回るスピードで進む可能性は高い。

さらに，農家人口の高齢化も進んでいる。15年の農家人口全体に占める65歳以上の割合は38.6％であり，主に自営農業に従事している基幹的農業従事者に限れば，63.5％が65歳以上である。ここには75歳以上の高齢農家も多く含まれていることから，重量野菜の収穫作業など労働負荷の高い作業に対応可能な農業人口は，さらに減少が進んでいると推測できる。

(2)　雇用労働力への依存が強まる傾向

こうした状況のなかで，経営規模を拡大する経営体を中心に，雇用労働力を導入する動きがみられる。とりわけ労働集約度の高い園芸作の経営体が近年常雇いの導入を

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

進めている。作目ごとの常雇人数の増加率（10年～15年）をみると，果樹類が73.2％，露地野菜が65.2％，施設野菜が60.8％となっており，直近５年間で常雇人数が1.5倍以上に増えている。また，大規模な経営体ほど常雇いを積極的に導入する傾向があり，05年以降は，雇用を主たる労働力とする経営体数が急増している（松久（2016），澤田（2017））。

しかし，実際に雇用を確保することはそれほど容易ではない。16年度の「農耕作業員」の有効求人倍率は1.63で，全産業平均の1.25より0.4ポイント近く高く，他産業より労働力確保が難しい。また，この有効求人倍率は，５年前より0.5ポイント以上高く，ますます労働力の確保が難しくなっている。そこで農林水産省や自治体も雇用の確保に向けた支援策に取り組み始めているが，いまだその効果は限定的である。そのため，さらなる生産拡大を目指す産地や農業経営体では，労働力の確保が経営課題になっており，労働力不足が生産規模拡大の阻害要因となるケースが増えている。

(3)　技能実習生の受入状況

a　技能実習生の受入れ

前記のように労働力不足が深刻化するなかで，農業経営体は技能実習制度を通じた外国人の受入れを進めている。

技能実習制度とは，わが国の企業等が外国人を一定期間受け入れ，外国人が職場での実務研修を通じて修得した技能や知識を彼らの母国に移転することを目的とした制度である。農業分野では00年に初めて技能実習制度を通じた外国人の受入れが認められ，17年現在，耕種農業（施設園芸，畑作・野菜，果樹）と畜産農業（養豚，養鶏，酪農）の２職種６作業が実習対象職種に認定されている。

16年11月に成立した「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（以下「技能実習法」という）の施行により，17年11月から新たな技能実習制度が開始されている。新制度の内容を踏まえ，農業経営体にとっての本制度の概要を整理したのが第１表である。

本制度での雇用契約先は，実習実施者として認められた農業経営体等である。また，農業経営体等が実習実施者として，ほ場等での指揮命令を行う。受入可能期間は基本的に最長３年であるが，優良な実習実施者に限り，最長５年まで受入れが可能である。基本的に３年目までの実習期間中での帰国は認められておらず，その間の出入国は制限されている。よって，一度帰国した外国人が再度入国し，同じ実習実施者の下で技能実習を行うことは，４年目以降の実習を

第1表　技能実習制度の概要

雇用契約先	農業経営体等 （実習実施者として認められた者）
ほ場等で指揮命令を行う者	実習実施者となる農業経営体等
受入可能期間	最長5年(注1)
入国後の出入国制限	出入国制限あり(注2)

資料　技能実習法等から筆者作成
（注）1　4年目以降の実習は，優良な監理団体および実習実施者の場合に限る。
2　事前の「再入国許可」申請に基づく，一時帰国は可能。また，第2号技能実習の修了後から第3号技能実習の開始までには，1か月以上の一時帰国をすることが必須である。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

行う場合のみに限られている。

農林水産省によると，15年３月末時点において約24,000人の実習生が在留しており，近年は２年以上在留する実習生が増えている。堀口（2017）によれば，15年センサスが把握する常雇人数のうち，技能実習生が11％を占め，とりわけ園芸が盛んな地域でそのシェアが高い。これらの地域では，技能実習生が労働力として重要になっており，技能実習生なしでは成り立たない産地や農業経営体も多く存在すると推測される。

b　技能実習制度の限界

17年10月までの技能実習制度は，10年７月に施行された出入国管理および難民認定法の改正内容を基本としていた。すなわち，新たに在留資格「技能実習」を創設し，在留１年目から雇用契約を締結する仕組みとすることで，技能実習生を労働法令の適用対象としたほか，技能実習生の保護に関する措置を実施した。こうした措置により，入管法令や労働関係法令に関する違反行為等の発生件数は大幅に減少したが，違反行為が完全になくなったわけではなかった。その一方で，14年中に開催された第６次出入国管理政策懇談会・外国人受入れ制度検討分科会などでは，受入人数の上限枠の拡大や実習期間の延長など，さらなる技能実習制度の活用を可能とする制度改正の要望が出され，検討が進められた。その結果，「『日本再興戦略』改訂2014」において，管理監督体制の抜本的な仕組みの改変を伴う制度の適正化に併せ，対象職種の拡大，技能実習期間の延長，受入れ枠の拡大を行うことが明記され，その内容を反映した技能実習法が16年11月に成立している。

ただし，こうした技能実習制度の拡充にもかかわらず，同制度に代わる，農業分野での外国人受入れを可能とする制度の創設を要望する意見が出続けていた。

その一つは，技能実習という名目ではなく，外国人を労働力として適切に位置付けた外国人雇用制度をつくるべきという意見である。

いま一つは，技能実習制度では自らの農業経営の労働力ニーズを満たせないという理由から，新たな仕組みを求める意見である。とりわけ，冬場に農作業ができない地域や，農作業が一定の時期に集中する特定品目の産地が，こうした意見を持っている。なぜなら，これらの地域では，農作業が特定時期に限られるため，実習生の周年就労の確保が難しく，７～８か月など１年未満で実習期間を終了するケースが多いからである。(注3) 技能実習制度は，このように短期の実習で帰国した実習生の再実習を認めておらず，次の年は新たな実習生を受け入れる必要があるため，農業経営体は再度作業を指導しなければならない。加えて，優秀な実習生の確保が難しくなっているという最近の事情もある。それにより，一度帰国した実習生の再受入れを認める措置か，「即戦力」となる外国人の雇用を可能とする制度の新設が求められているのである。

（注３） 実習生の周年就労の確保のために，新たな品目の作付けや，冬場も作業可能な施設栽培を開始した事例もあるが，設備投資等の費用負担

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

が大きいことから（安藤（2006）），すべての経営体が実施しているわけではない。ただし，17年８月の技能実習制度の改正により，「関連作業」に加工・製造作業が新たに加えられたため，６次化を進める農業経営体等での周年確保は，これまでより容易となると予想される。

2　事業創設の経緯

(1)　わが国の外国人労働者受入れの基本方針

本節では，農業分野での外国人の雇用を認めていない現行の入管制度を説明したうえで，本事業の創設経緯とその際論点になったポイントを整理してみたい。

現在，わが国では，入国当初から永続的な定住を希望する「移民」(注4)の受入れに関する制度・政策を有していない。

一方，定住を前提としない「非移民」については，専門的・技術的分野の外国人労働者に限り，積極的な受入れを推進する立場をとり，そのための関連制度の整備を着実に進めている。反対に，それ以外のいわゆる「単純労働」分野の外国人労働者については，「我が国の経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすこと」から，「国民のコンセンサスを踏まえつつ，十分慎重に対応することが不可欠」として，原則受け入れない方針を定めている。(注5)

ただし，05年３月に策定された「第３次出入国管理基本計画」以降，「就労分野や地域を特定することなく，一定数の外国人の労働力を確保することも検討の対象になり得る」として，専門的・技術的とはみなされない分野を含む外国人の受入れを長期的な課題とする見解も出ている。こうした方向性は，13年12月の第２次安倍内閣発足以降さらに加速し，人手不足を理由とする外国人労働者の受入れの議論が先行して活発に行われ，入管制度の見直しを検討し始めた。

その先駆的な取組みといえるのが，14年４月に決定した「外国人建設就労者受入事業」（以下「建設受入事業」という）である。東日本大震災からの復興事業と東京オリンピック・パラリンピックの建設需要への対応を目的とする緊急的かつ20年度までの時限的な措置として創設された建設受入事業は，①戦後初めて人手不足を理由に外国人雇用を進めたこと，②従来の入管法令では専門的かつ技術的な分野の外国人とみなさない「建築分野において即戦力となり得る外国人」の入国と入国後の雇用（最長３年）を特例措置の実施を通じて認めたこと，③「即戦力となり得る外国人」の対象に技能実習におおむね２年間従事した者を設定したこと，の３つを特徴としている。(注6) 17年８月末時点で2,028人の外国人が同事業を通じて入国しており，17年度末までには3,500人にまで増える見込みである。また，創設当初は15年度から20年度までの時限的措置であったが，18年度以降に就労を開始する場合，在留期間が３年未満になってしまうとして，23年度末までの事業延長が現在検討中である。

こうした建設受入事業は，現行の入管法令の原則とは異なる方向性である。それにもかかわらず，国際的なイベント開催とい

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

う重要性・緊急性を根拠として創設されたことは，たとえその措置が時限付きであっても，わが国の外国人労働者受入れ政策の転機になり得るという指摘があった（橋本(2015)）。

実際，この事業の創設を転機として，技能実習制度とは異なる制度での外国人受入れの位置付けに関する議論が活発化している。例えば，「『日本再興戦略』改訂2015」（15年６月30日閣議決定）は，建設受入事業の実施を前例にあげつつ，「真に必要な分野において，中長期的な外国人材受入れの在り方に関する総合的かつ具体的な検討を進める」ことを明記し，「未来投資戦略2017」（17年６月９日閣議決定）に至るまで，同様の記述を続けている。17年からの在留資格として「介護」が創設されたのは，この一環である。

もちろんこの場合も，「移民政策と誤解されないような仕組み」を前提として，「国民的なコンセンサス形成の在り方などを含めた必要な事項の調査・検討を政府横断的に進めていく」ことが留意されている。また，「第５次出入国管理基本計画」（15年９月）をみても，外国人を受け入れることによる産業構造への影響や適切な管理体制の構築など，幅広い観点を持った政府全体での検討が必要であると認識されている。これらから判断するに，当面の単純労働力の受入れについては定住を前提としていない。しかし，「真に必要な分野」ほど，構造的に労働力が不足している分野と推測される。そうした分野で一旦外国人労働者を導入すると，外国人労働者への依存度が高まり，外国人の受入れを前提とした産業構造が構築されかねない。そうなれば，必然的に在留期間の延長措置などが求められるようになり，実質的に移民政策を実施しているのと相違ない状況になる危険もある。

（注４） 移民については様々な定義があり，労働力確保に関する特命委員会・自由民主党政務調査会「『共生の時代』に向けた外国人労働者受入れの基本的考え方」（16年５月）では，「入国の時点でいわゆる永住権を有する者」とも定義されている。

（注５） 「第９次雇用対策基本計画」（99年８月閣議決定。07年の雇用対策法の改正により，第９次以降の基本計画は策定されていない）および出入国管理行政のおおむね５年程度の基本計画を定めた「第５次出入国管理基本計画」（15年９月）等による。

（注６） 建設受入事業は，14年４月の「建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置を検討する閣僚会議」において決定したもの。同じく時限付きの緊急措置として，造船分野における「外国人造船就労者受入事業」も創設されている。詳細は「外国人建設就労者受入事業に関する告示」（14年８月，国土交通省告示第822号）等に詳しい。

（2） 農業支援外国人受入事業の創設経緯

現時点，農業分野では，外国人労働者の受入れを可能とする入管法令の改正や建設受入事業のような特例事業を創設しようとする動きは確認されない。一方，特区の枠組みを利用した「農業外国人の就労解禁」の議論がこの間活発に行われ，本事業の創設につながっている。

特区制度は，その当初から従来の入管制度が入国や在留を認めていない「外国人材」の受入れを可能とする特例措置の実施に積極的であり，「創業外国人材」や「クールジ

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

ャパン外国人材」「家事支援外国人材」といった外国人の受入れに関する特例措置を設け，特区に限り入国を認めている。このうち，家事支援外国人材を受け入れる家事支援外国人受入事業（以下「家事支援受入事業」という）のみ，専門的・技術的とはみなしにくい外国人の受入れに関する措置である。よって，農業分野への外国人労働者の受入れは，家事支援受入事業を参考とする専門的・技術的分野以外の外国人材の受入れ措置として，15年以降急速に検討が進んだ。

その直接のきっかけは，15年10月に提出された秋田県大潟村からの提案である。(注7) その後開催された15年12月の特区諮問会議は，大潟村が提案する農業での外国人雇用を「きわめて重要な，未実現の規制改革事項」と評価するに至り，その実現に向けた検討を開始する方針を立てている。続く16年１月には，家事支援受入事業のスキームを援用した内閣府案が作成され，関係省庁を交えた「農業における外国人労働者の受入れについて」の議論が，１月から３月にかけて集中的に行われた。その際に議論となったポイントは，以下３点である。

１点目は，そもそも農業分野が外国人を受け入れるべき分野であるか否かである。つまり，現状の労働需給だけでなく，外国人労働力を受け入れた後の影響を加味して，現在受入れを進めるべきかどうかが論点となった。この際，農林水産省は，15年３月策定の「食料・農業・農村基本計画」が現在の農業生産を維持するのに必要とした農業就業者数約90万人をこの先下回る可能性が高く，新規就農者の確保も計画どおり進んでないことから，外国人活用の必要性を述べている。また，そうした外国人を受け入れたとしても，日本人従事者と代替関係にないため，国内の賃金や労働市場への影響は限定的という見解を示している。

一方，法務省・厚生労働省は，農業分野を労働力が不足する分野と認識しながらも，ここで慎重な議論を行わなければ，他の労働力不足分野も同様の扱いをしなければならないことから，慎重な議論を行うべきというスタンスをとっている。そのため，国内での新規就農者の確保がなぜうまく進んでいないかに関する要因分析や今後の労働需給の予測をまずは行うべきという見解を示した。また，十分慎重な検討を行わないまま外国人労働力を受け入れてしまうと，技術革新など，生産性向上等の努力が阻害されてしまうことに懸念を示していた。

２点目は，「農作業」を専門的・技術的分野と評価される活動としてみなしうるか否かである。この点について農林水産省は，農業機械の利用や農作物の肥培管理，家畜の飼養管理には専門的な知識が必要であり，農作業を単純作業とは言い切れないという見解を示し，従来の入管制度の原則から外れるわけではないと整理している。一方，法務省・厚生労働省は，専門的・技術的分野と評価される活動は「単に経験の蓄積による技術・知識を要するものでは足りず，学問的・体系的な技術・知識」を要するものと整理し，農作業は全くの「単純労働」ではないが，全体でみれば専門的・技術的

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

とみなすことはできないとしている。この論点は，後にどのような外国人であれば，農作業に従事する外国人として入国を認めるのかという，要件の検討に反映されることになる。

３点目は，家事支援外国人材の受入れスキームを参考とすることの妥当性である。すなわち，既存の技能実習制度において不正行為が散見され，制度改正が行われるなかで，家事支援外国人材の受入れスキームを参考に，農業分野の外国人受入れを想定する内閣府案では,「管理体制の抜け穴」になる懸念を法務省・厚生労働省は示していた。特に重視されたのは，失踪防止措置や法令違反を防ぐ措置の完備である。最終的には17年11月施行の新たな技能実習制度と同等以上の管理体制の確保が必須であると整理され，事業の適性化を念頭に置いた制度設計の必要性が指摘されている。

以上３点をめぐり省庁間の議論が重ねられた末，16年３月に開催された特区諮問会議において,「生産性の向上や，日本人の労働条件及び新規就農に与える影響，外国人の人権に配慮し適切な管理を可能とする仕組みなどの視点にも十分配慮しつつ，関係省庁で連携して検討を進め，可能な限り早期に結論を得る」(注8)ことを当面の課題とすることが決定した。その後,「『日本再興戦略』改訂2016」において，特区を突破口とすべき残された「岩盤規制」改革の主要項目として「農業の担い手となる外国人材の就労解禁」が位置付けられるに至り，本戦略が16年６月に閣議決定されたことで，実施に向けた本格的な議論に発展していく。

閣議決定以降，秋田県大潟村に続き，愛知県，茨城県，長崎県などからも外国人の受入れに関する要望が提出され，これら各県に対するヒアリングと省庁間とのさらなる意見交換が16年度中に行われた。その結果，本事業の概要をまとめた特区法改正案が作成され，17年３月の改正案の閣議決定，６月の成立を経て，９月以降関係する省令等の整備が進んでいる。

特区法が閣議決定された３月以降も，群馬県，長野県，鳥取県，熊本県，沖縄県などから本事業に関する提案が提出されており，自治体からの関心は高い。また，日本農業法人協会・JA全中・JA全農・農林中金・JA共済連・全国農業会議所が組織する農業労働力支援協議会が「農業人材の安定確保・定着・育成等に向けた外国人材の活用に関する緊急提言」（17年９月21日）を公表し，特区指定地区の追加あるいは早期の全国展開を要望するなど，農業現場からも大きな関心が向けられている。

（注７） 10月の提案をもとにして，11月に特区WGによるヒアリングが実施された。その際の提案内容は，秋田県大潟村「農業創生特区～未来へ向けて～」（国家戦略特区WG提案に関するヒアリング資料〔15年11月12日開催分〕）に詳しい。

（注８） 国家戦略特別区域諮問会議「国家戦略特区における追加の規制改革事項等について（案）」（特区諮問会議16年３月２日配布資料）における記述。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

3　農業支援外国人受入事業の概要

(1)　事業の全体像

本節では,「農業の担い手となる外国人材の就労解禁」にあたる本事業が，具体的にどのような仕組みを有しているか整理してみたい。

事業の仕組みは，17年６月に改正された特区法が第十六条の五として大枠を定め，政令(注9)と指針(注10)がその他詳細を補足することになっている。こうした法政令等の体系は，先行して実施されている家事支援受入事業と共通している。また，入国に関する入管法政策と入国後の労働者保護等に関する労働法政策の性質を同時に盛り込んだ「ハイブリット型法制(注11)」の仕組みをとり，特例措置実施後に入国した外国人労働者を様々な観点から保護する仕組みを有している点も家事支援受入事業と同じである。

本事業の詳細について，まず事業実施にかかる特例措置の概要をまとめ，大枠の事業スキームに加え，政令・指針等で定めた詳細の順に整理してみたい。

(注９) 国家戦略特別区域法施行令。本事業に関する内容は,「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」（17年９月15日閣議決定，同月22日施行）に基づき追加された。

(注10)「国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業における特定機関等に関する指針」。本原稿を執筆した17年10月16日時点では案段階であるが，パブリックコメントの募集も終了しており，大きな変更はないと見込まれる。

(注11) 早川（2017b）は「ハイブリット型法制」を外国人の入国や在留にかかる規制とともに，その保護のための労働法としての性質を持つ規定を含むものと説明し，その例として技能実習法や家事支援受入事業をあげている。

(2)　特例措置の概要

本事業の実施は,「出入国管理及び難民認定法」（以下「入管法」という）の特例措置に基づいている。

そもそも，外国人が日本に在留する場合は，入管法に基づき交付される在留資格認定証明書を取得する必要がある。また，在留資格ごとに認められる活動内容が決まっており，在留時の活動はその範囲内に限定される。

こうした仕組みのなかで，現状の入管法は，農業に関連する活動を認可する在留資格を設定していない。そのため，農業への従事を目的とする入国・在留は，在留する外国人の転職も含め，制度上認められていない。

そこで本事業では，特区において農業支援活動を行う外国人に限り，入管法の特例措置を講じ，農業就労を目的とする在留資格認定証明書の取得を可能にしている。具体的には，本事業で入国する場合に限り，農業支援活動が，在留資格「特定活動」において法務大臣があらかじめ告示により定めた活動に含まれているとみなし,「特定活動」を行う者として在留資格認定証明書を交付できる仕組みである。ちなみに，先行する建設受入事業と家事支援受入事業も在留資格を「特定活動」とする認定証明書発行に基づく事業であり，それぞれ特別な在留資格が設定されているわけではない。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

(3)　事業スキーム

第１図は，本事業の事業スキームを整理したものである。また，第２表にその基本事項を整理した。

基本的な事業スキームは，労働者派遣事業のスキームを援用している。すなわち，本事業の要件を満たした派遣事業者を「特定機関」とし，特定機関が「外国人農業支援人材」（要件を満たす外国人）を派遣労働者としてフルタイムで雇用したうえで，一定の要件を満たした農業経営体等に対し，「農業支援活動」を行う者として派遣する仕組みである。請負方式を採用している家事支援受入事業では，特定機関が外国人に作業指示しているのに対し，派遣方式を採用する本事業では，農業経営体が外国人に対して指揮命令を行う。

適正かつ確実な事業実施を管理するための仕組みとしては，特区ごとに関係自治体，地方農政局，地方入国管理局，都道府県労働局，内閣府地方創生推進事務局等を構成員とする「適正受入管理協議会」（以下「管理協議会」という）を設置し，以下３つの業務を行わせることにしている。

１つ目は，外国人労働者の雇用を希望する派遣事業者の申請に対し，指針が定める特定機関の基準に適合していることを確認する業務である。

２つ目は，事業の実施状況の確認である。特定機関から定期的に報告される雇用・就労状況を随時確認することに加え[注12]，特定機関に対して，年１回以上巡回指導を行うことになっている。

３つ目は，外国人労働者の日常的な苦情・相談への対応，および外国人と特定機関との間に雇用の継続が不可能となる問題が発

第１図　農業支援外国人受入事業の事業スキーム

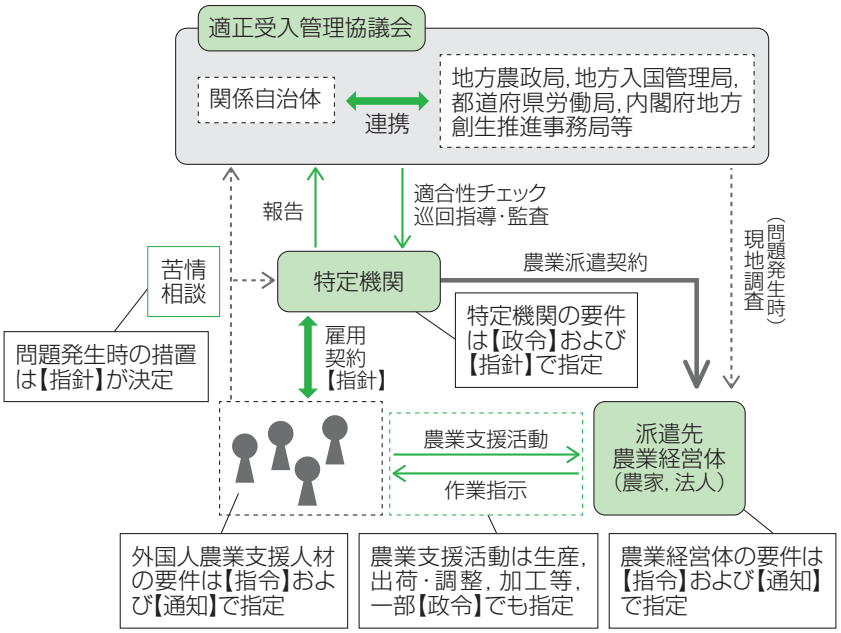

資料　国家戦略特別区域法等を参考に筆者作成

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第2表　農業支援外国人受入事業の概要

雇用契約先	派遣事業者 （特定機関として認められた者）
ほ場等で指揮命令を行う者	派遣先の農業経営体等
受入可能期間	最長3年（通算，途中出入国可）
入国後の出入国制限	制限なし

資料　特区法および指針から筆者作成

生した場合の対応に関する業務である。この実効性を高めるため，管理協議会は，特定機関だけでなく，問題があると考えられる派遣先農業経営体等にも，直接現地調査できる権限を有している。

以上が基本的なスキームであるが，①農業支援活動の具体的な活動内容，②外国人農業支援人材に求められる要件，③特定機関に求められる基準，④雇用条件や雇用期間等に関する諸規定，⑤派遣先となる農業経営体が満たすべき要件，については，特区法だけでなく，政令・指針が詳細を定めている。その詳細は，以下のとおりである。

(注12) 管理協議会に対する特定機関の定期報告事項は指針が定めている。その内容は多岐にわたり，派遣先の農業経営体数およびその所在地と派遣状況は１か月に１回の報告，研修実施状況，労働条件・安全衛生の確保状況，保険等への加入状況，苦情や相談の回数や内容，外国人材と同等の業務に従事する日本人の雇用・就労状況は３か月に１回の定期報告が必要とされている。

a　「農業支援活動」として認められる活動内容

特区法では，「農業支援活動」を「農業経営を行う者を支援する活動」と定義している。具体的には，農作業（出荷作業含む）と農畜産物を原材料として使用する製造・加工作業に加え，別途政令が定めた「その他農業に付随する作業」として，農畜産物の副産物を使用した製造・加工と製造・加工物の運搬・陳列・販売の作業が認められている。品目等に関する制約はない。

運搬・陳列・販売に関する作業が認められているため，直売所等を運営している農業経営体等では，制約なく広範囲の作業に外国人を対応させることが可能になっている。

ただし，特定機関と派遣先農業経営体等で派遣契約を締結する際に作業内容を確定する段階で，外国人の作業内容は「農作業を主」（指針第７の２）としなければならない。また，あくまで「農業経営を行う者」に対する支援が事業の前提であることから，派遣先が農業経営を行っていることが必須となり，食品製造業と判断される事業者による外国人の受入れは認められない。

b　「外国人農業支援人材」に求められる要件

特定機関が雇用可能な「外国人農業支援人材」については，①年齢が満18歳以上であること，②農作業に関し１年以上の実務経験を有し，かつ，農業支援活動を適切に行うために必要な知識と技能を有していること，③農業支援活動を行うために必要な日本語能力を有していること，の３要件を政令が定めている。

(a)　必要とされる実務経験および知識と技能

１年以上の実務経験に関しては，農作業

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

に従事した実績が確認できれば，国や地域を限定しないことになっている。技能実習制度との関係については直接言及されていないが，第193回国会における政府答弁において，本事業が想定する外国人農業支援人材に「技能実習を修了して帰国した者も含まれ得る」という回答があることから，技能実習制度を通じて雇用されたことのある外国人は当然この要件を満たすと見込まれる。

一方,「必要な知識と技能」の具体的な水準は現時点ではほとんど明らかにされておらず，今後の政令解釈を待つ必要がある。この点について農林水産省は，本事業の検討段階において，受け入れる外国人労働者のイメージを「熟練作業者」や「我が国の農業現場で即戦力となり得る一定の知識経験を有する外国人」と想定し,「派遣先の農業経営者の与えた範囲内で，現場の状況に応じて作業手順を自ら考え，施肥や栽培管理や収穫や出荷調整ができる」水準を期待していた。その経緯を考えると，相応のレベルが求められると考えられる。例えば，先行事例である建設受入事業では，建設分野の技能実習においておおむね２年間従事した者を必要な知識と技能を持つ「即戦力となる外国人」とみなし，受入れを進めている。おそらく本事業も，技能実習経験の有無やそこでの試験の合否が評価項目の一つとなることが予想される。しかし，この場合も技能実習の目的を鑑み，外国人は一旦帰国し，一定期間自国での技能移転等を行う必要があり，実習修了後直ちに本事業で雇用されることは認められない方針になっている。

なお，農林水産省の「平成30年度農林水産予算概算要求の概要」をみると，本事業で受け入れる外国人の知識や経験を評価・確認するために「グローバル農業技術評価試験」を国外で実施するという記載がある。この評価試験が技能実習修了者を含め，広く実施するのかに加え，この評価試験の受験が必須なのか，試験の難易度はどの程度なのか等，引き続き動向を注目していく必要がある。

(b) 必要とされる日本語能力レベル

また，必要とされる日本語能力レベルについても具体的な水準は現時点で明らかにされていない。家事支援受入事業のときと同様，政令解釈による詳細の指定が行われると見込まれる。

そこで参考として家事労働支援事業の政令解釈をみると，家事支援活動を行うために必要な日本語能力は，国際交流基金および日本教育支援協会が主催する「日本語能力試験（JLPT)」のN4程度であることが示されている。N4は，５段階の日本語能力試験の下から２番目のレベルとなるが，日常生活のなかで身近な話題の文章を読んで理解することができ，ややゆっくりと話される会話であれば，内容をほぼ理解することができるレベルであり，基本的な日本語は理解できる水準にある。

農業支援活動については，家事支援活動と違い対人サービスでないことから，N4以

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

上の日本語能力が必要とは認識されておらず，同等またはそれ以下の日本語能力レベルで十分とみなされる可能性が高い。(注13)

(注13) 内閣府地方創生推進事務局「『国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備に関する政令（案）』に係る意見募集」（17年９月21日）の回答結果による。

c 「特定機関」に求められる基準

雇用契約に基づいて外国人を受け入れる「特定機関」は，その前提として，派遣事業者である必要がある。そのため，特定機関になることを目指す者はまず第一に，労働者派遣法が定める派遣事業者の許可基準を満たしたうえで，厚生労働大臣に対し申請書を提出し，派遣事業者としての許可を受ける必要がある。

労働者派遣法に基づく基準には，①事業が専ら特定の者への労働者の派遣を目的としないこと，(注14)②雇用管理を適正に行うに足りる能力を有していること，③個人情報を適正に管理し，派遣労働者の秘密を守るために必要な措置が講じられていること，④事業を適格に遂行するための能力として，財産的かつ組織的な基礎を有していること，⑤犯罪歴など欠格事由に該当しないこと，の５つが定められており，また別途各基準に関する具体的な水準が定められている。(注15)その一例として財産的な基礎に関する規定をみると，2,000万円以上の基準資産（資産総額から負債総額を控除した額），1,500万円以上の事業資金（現金・預金）等を事業所ごとに用意することなどが必要とされている。

事業者が法人格を有しているかは問われず，法人格による制限もない。

こうした基準を満たした派遣事業者は，さらに政令と指針が定める以下の基準を満たす必要がある。

まず政令では，①指針に照らして必要な措置を講じること，②事業を遂行するために必要な経済的基礎を有すること，③事業実績または人的構成に照らして，事業を適正かつ確実に遂行するために必要な能力が十分であること，という３つの基準を定めている。このうち，２点目の基準にある「必要な経済的基礎」および３点目の基準にある「必要な能力」の具体的な基準やレベルに関する詳細は現時点では不明であり，家事支援受入事業と同様，今後公表される政令の解釈をフォローしていく必要がある。(注16)

指針では，特定機関として労働者派遣事業を行う本社または直営事業所が，特区内か特区に隣接する市町村内を所在地とすることを求めている。また，同じ特区の区域内で事業を行うすべての特定機関をメンバーとする協議会を設立し，問題が発生したときの情報共有等をはかることを求めている。

(注14) 技能実習制度の監理団体となっている事業協同組合も派遣事業者となることが可能である。ただしこの場合も，中小企業等協同組合法の規定により，員外利用は組合員の利用分量の20%までに制限される。

(注15) 各基準に関して別途定められた水準等については，厚生労働省・都道府県労働局（公共職業安定所）による「労働者派遣事業を適正に実施するために-許可・更新等手続マニュアル」（17年８月）の「第２ 申請，届出等の手続」が詳しい。

(注16) 家事支援受入事業では，「必要な能力」の判断基準が「３年以上家事代行，又は補助する業務に係る事業を行っていること」と設定され，「必

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

要な経済的基礎」も過去実績を必須としている。第193回国会答弁では，こうした基準の設定および解釈が，新たに派遣事業を開始しようとする者の参入を阻害する要因となり得ることが指摘され，本事業では同様の基準を設けるべきでないという意見が出されていた。そうした経緯もあり，本事業では，過去の事業実績か人的構成のどちらかの基準を満たせば，必要な能力があると判断される仕組みに変更されている。

d　雇用条件，雇用期間等に関する規定

本事業を通じて入国する外国人労働者と特定機関は，職務内容，雇用期間，報酬額，その他の雇用条件を明確に定めた雇用契約を文書により締結しなければならない。

このうち雇用期間は，最長３年である。これは指針（第５の４）が，事業に基づく最長在留期間を通算３年までと設定しているためであり，雇用先となる特定機関を変更しても３年以上在留できるわけではない。

本事業では出入国に関する制限がない。そのため，通算３年以内であれば，複数年にわたって在留することも可能である。例えば，農繁期にあたる半年のみ外国人と雇用契約を結ぶ産地であれば，足かけ６年にわたる計６シーズンの農繁期に従事することができる。ただし，労働者派遣法に基づく常用型派遣を想定しているため，雇用期間は最短でも31日以上となる。

報酬額については，「同等の農業支援活動に日本人が従事する場合の報酬と同等額以上でなければならない」（指針第５の３）とされている。もちろんこの場合も，最低賃金法に従い，都道府県ごとに定められる最低賃金額以上の賃金設定をすることが必須である。また，労働基準法（以下「労基法」という）に従い，深夜労働にかかる２割５分の割増賃金の支払いは必要となる。

一般に労基法は，農業が天候に左右されやすい産業であることを理由として，労働時間，休憩および休日に関する規定の適用対象から農業就業者を除外している（労基法第41条第１号）。こうした労基法の適用除外は，農業就業者の国籍を問わず適用されるため，本事業で雇用される外国人も対象となる。

農作業の作業スケジュールについては品目差に加え，地域差も大きく，全国統一の基準を明確に設定することはできないが，指針（第７の１（4））が定めているとおり，労働時間等について「適切に配慮すること」は必須である。特定機関および派遣先農業経営体が連携し，各地域の作業スケジュールや内容を踏まえた配慮が求められる。

労基法との関係性において留意しておきたい点として，労基法の適用単位が事業場であり，事業場の業種は実態に応じて事業場ごとに判断されることがある。つまり，農畜産物の生産に加えて加工，販売を行う農業経営体等の事業所のうち，農畜産物の加工や販売が主たる事業の事業所で作業していると判断されれば，そこでの労働に関しては労基法の規定が適用されることになる。加工・製造に取り組む場合の一般的な留意点ではあるが，生産に加え，加工・製造，販売・陳列まで活動が認められている本事業においては，特定機関および農業経営体等ともに注意すべきポイントである。(注17)

(注17) この点の詳細は，農林水産省「農業法人が

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

加工・販売に取り組む場合の労務管理のポイント」（14年６月）を参照。

e　派遣先農業経営体等に求められる要件

派遣先となる農業経営体等については，指針が以下２つの要件を定めている（第７の１）。

１つ目は，犯罪歴等の欠格事由に該当しないことである。欠格事由には，技能実習制度上での実習認定取消処分も含まれており，法人が取消処分を受けたケースでは法人の役員含め，本事業を利用できない。

２つ目は，過去５年以内に労働者を一定期間以上雇用した経験がある者，あるいは派遣先責任者講習等を受講した者が派遣先責任者になっていることである。過去５年以内に雇用した労働者の国籍は問われない。過去に雇用した経験がある者を前提としてはいるが，派遣先責任者講習等を受講する者も認めているため，過去の雇用経験も必須ではない。また，派遣先農業経営体等の法人格は問われず，法人格に応じて受け入れることができる外国人の上限も設定されていない。

(4)　技能実習制度と比較した本事業の特徴

第３表は，本節の小括として，本事業と技能実習制度において農業経営体等が留意すべきポイントを整理したものである。

制度上での農業経営体等の位置付けは，技能実習制度では実習実施者であり，本事業では派遣先となる。ただし，どちらにおいても，外国人に対するほ場等での指揮命令は農業経営体等が行う点では共通している。

外国人を受け入れるために農業経営体等が行う手続きについては，技能実習制度の場合，農業経営体等が直接雇用者となるため，外国人と雇用契約を締結することになる。また，実習実施者として，実習生ごとに実習計画を策定しなければならず，実習生の技能修得に努める必要がある。一方，本事業での外国人の雇用者は特定機関となる。そのため，農業経営体等は，外国人が作業する内容を確定したうえで，特定機関と労働者派遣契約を締結することになる。

技能実習制度を通じた受入れの場合の雇用契約先が農業経営体等であるのに対して，本事業での外国人の雇用契約先は派遣事業者となる。そのため，技能実習制度と違い，本事業における農業経営体等の支払額は，特定機関に対する派遣料金となる。そうした派遣料金を集約して，特定機関が外国人に賃金を支払う。ちなみに，外国人の報酬額については，本事業が指針において，技能実習制度が技能実習法において「日本人と同等額以上」という要件を設けている。また雇用者が異なるため，労働者災害補償保険の負担者は，本事業では特定機関，技能実習制度では実習実施者となる。

賃金支払いをはじめとする労務管理の遂行上，派遣事業者は農業経営体等よりノウハウを有しているという意見もあり，事業利用における不正行為等の防止に実効性を持つことが期待されている。

受入人数に関する上限は，本事業では設

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第3表　農業支援外国人受入事業と技能実習制度の比較

	農業支援外国人受入事業	技能実習制度
制度上での農業経営体等の位置付け	派遣先	実習実施者
外国人の受入れに必要な手続き	特定機関と労働者派遣契約を締結	技能実習生と雇用契約を締結
外国人労働者に対する指揮命令者	派遣契約を締結した派遣先農業経営体等	技能実習計画に基づく，実習実施者
外国人労働者への賃金支払者	特定機関に対して，労働者派遣契約に基づく派遣料金を支払う	実習生に対して，雇用契約に基づく賃金を支払う
外国人の報酬額に関する基準	日本人と同等額以上	日本人と同等額以上
労働者災害補償保険の負担	特定機関が負担	実習実施者が負担
受入人数に関する上限	上限設定なし	農業経営体等の属性ごとに上限設定あり(注1) （個人営農）：2名以内 （個人営農以外）実習機関の常勤職員人数に応じた人数枠内
最長在留期間	通算で最長3年，出入国制限なし	最長5年(注2)，（出入国制限あり）(注3)
生産する品目等に関する制限	特になし	2年目以降の実習は2職種6作業に限定 耕種農業【施設園芸，畑作･野菜，果樹】 畜産農業【養豚，養鶏，酪農】
認められている作業内容	農作業（出荷作業含む），製造･加工，販売･陳列 （特定農業支援活動として認められた範囲内）	農作業，製造･加工作業，出荷作業等 （各職種･作業ごとに定められた作業範囲内）(注4)
作業内容にかかる要件	派遣契約締結上での主な作業が農作業	全作業時間の過半以上が農作業を中心とする「必須作業」の作業時間
労働基準法との関係	農作業に限り，労働基準法の適用除外	農作業についても，「準拠すべき」

資料　特区法および政令，指針，技能実習法等より筆者作成
（注）1　在留資格「技能実習1号ロ」による技能実習生の受入人数枠。
2　4年目以降の実習は，優良な監理団体,実習実施者に限られる。
3　事前の「再入国許可」申請に基づく，一時帰国は可能。また，第2号技能実習の修了後から第3号技能実習の開始までには，1か月以上の一時帰国を必須とする。
4　技能実習制度では，対象職種･作業ごとに必須作業，関連作業および周辺作業の区分がある。そのうち，「必須作業」は技能実習生が技能，技術又は知識を取得，習熟又は熟達等するために必ず行わなければならない業務とされ，農業関連では主に農作業が該当する。

定されていないが，技能実習制度では個人営農であれば２名以内，個人営農以外であれば常勤職員人数に応じた人数枠内という設定がある。

最長受入期間は，本事業では通算３年，技能実習制度では最長５年に設定されている。ただし，技能実習制度では，実習期間中の帰国を原則認めておらず(注18)，一定期間継続した受入れを前提としている。よって，一度帰国した外国人が再び実習可能なケースは，優良な実習実施者の下での４年目以降の実習に限定されている。一方，本事業では在留期間３年の間の出入国が自由であり，必要に応じて在留資格が与えられる。こうした仕組みが，農作業のピークに応じた短期間の労働者の確保に対応しやすい本事業の特徴を形成している。

生産する農畜産物の品目等に関して，本事業では制限がない。一方，技能実習制度では２年目以降の実習を耕種農業（施設園芸，畑作・野菜，果樹）と畜産農業（養豚，養鶏，酪農）の２職種６作業に限っている。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

事業・制度において認めている作業内容については，本事業，技能実習制度ともに農作業（出荷作業を含む），製造・加工作業を認める点で共通している。ただし，運搬・販売・陳列作業は本事業でのみ認められる作業となっている。

また，いま一つの共通点として本事業，技能実習制度ともに従事させる作業内容を，農作業中心とすべきという制約が課されている。すなわち，本事業であれば主な作業が農作業，技能実習制度であれば，全作業時間の過半以上が農作業を中心とする「必須作業」の従事とすることが必要とされている。

労基法との関係については，本事業では日本人と同じく，農作業に限り，労基法の適用除外としている。反対に，技能実習法では農作業であっても，労基法に準拠すべきとされ，労働時間や休憩等に関する労基法の規定に従う必要がある。(注19)

このように，両制度は，ほ場等での作業指示者が農業経営体等で共通している点を除くと，ほとんどの点で内容が異なる。

また，技能実習制度は，１実習者・１作業での受入れを原則とする。そのため，実習実施者以外の指揮命令下での外国人の作業従事に加え，人手が不足する複数の経営体等による共同での実習生受入れも認めていない。(注20) 反対に本事業では，特定機関が複数の農業経営体と派遣契約を締結している限りにおいて，複数の農業経営体等の指揮命令に基づく作業を認めている。よって，本事業を活用した場合は，個々の経営体では数日のニーズしかない場合でも，地域でまとまった期間の就労機会があれば，外国人を受け入れることが可能となる。

こうした違いを踏まえたうえで，事業および制度の利用を検討していく必要があるだろう。

(注18) 事前に「再入国許可」を申請すれば技能実習期間中の一時帰国も制度的には可能であるが，それにより技能実習に基づく在留期間が延長されるわけではない。その一方で，４年目以降の実習に移行する際は，１か月以上の一時帰国が必須とされる。

(注19) 労基法が農業分野を適用除外としている詳細は，國武（2016）に詳しい。

(注20) 技能実習制度では，複数の法人が子会社関係にある，あるいは相互に密接な関係を有している場合のみ，複数法人共同での技能実習生の受入れを認めているが，実習実施者の指揮命令下の原則を外れるものではない。

4　全国展開の際に留意すべきポイント

本事業については，農業現場からのニーズが高く，本事業を利用できる特区指定の拡大に加え，一刻も早く特区に指定された地域以外でも外国人材を継続的に雇用できる法制度を整備してほしいという要望が出されている。国としても，特区での実施を足掛かりとする早期の全国展開を視野に入れており，事業が実際に運用された後すぐに全国展開の検討が開始される可能性も高い。

その際は，石田（2016）でも指摘したとおり，特区が規制に対する特例措置の「実験場」であることを再度意識した議論が行われるべきであろう。すなわち，特例措置

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

実施のメリットと同時に生じるデメリットや，当初想定していなかった運営上の課題等にこそ注目する必要があり，事業活用の有無や受け入れる外国人の人数のみで事業評価を行うべきではない。また，特区において適切に事業が運営されたとしても，全国展開した場合に別の課題が生じないか検討すべきであろう。例えば，外国人が，夏季は北海道，冬場は沖縄で従事する場合に，どのような事務手続が必要なのか，管理協議会にどのような対応が可能なのか等について，別途検討しなければならない。

さらに，単純労働者として外国人労働力を受け入れる場合には，以下の課題に関する検討も必要であろう。

１つ目の課題は，外国人労働力の流入による失業の増加や賃金の低下など労働条件の悪化を含む，国内労働市場への影響をいかにして防ぐかである。

非移民を受け入れている多くの国では，自国への影響を避けるための措置として，労働市場テストを導入している。労働市場テストとは，国内の労働市場において労働力の調達ができないと判断された場合のみ，外国人の雇用を認める仕組みであり，実際に導入している韓国やカナダ，アメリカ等では，雇用主が一定期間求人を実施し，国内人材を採用するための努力を行ったことを国に認められて，初めて外国人を雇用する資格を得ることができる。(注21) また，数量割当として，外国人の受入れ上限枠を設定し，外国人労働者の受入人数を国が直接コントロールしている事例もある。

ただし，こうした仕組みを導入しても，その実効性には限界があると指摘する意見もある。例えば，総務省の出入国管理政策懇談会では，新規受入れのみに着目する労働市場テストは，既に国内にいる外国人労働者を含めた長期的な需給バランスを反映する仕組みになっていないとして，長期的な観点での受入れには適さない仕組みであるという見解を示している。また，上限枠の設定についても，設定自体が相当に難しく，たとえ上限を設定できたとしても，労働力不足が進めば上限枠の拡大が要望されるのは間違いなく，枠自体の形骸化が進む懸念を示している。

２つ目の課題は，外国人労働者への依存度が高い農業生産構造の持続性をいかに確保できるかである。すなわち，人手不足を理由とする外国人受入れを開始すれば，農業従事者に占める外国人の割合が今より上昇するのは間違いない。しかし，本事業における外国人労働者の最長在留期間は通算３年のため，同じ外国人をそれ以上の期間雇用することはできない。よって，絶えず新たな外国人を確保し続けていかなければならないが，人材確保をめぐる国際競争が年々激化するなかで，継続的な人材確保を維持できるかどうかは不明である。そこでの確保が難しいとなれば，再度労動力不足を理由とする農業生産の縮小の事態に直面せざるを得ないだろう。

そうした状況を避けるためには，賃金等の条件を改善していくのが第一の方策である。しかしそれと同時に，既に雇用してい

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

る外国人の在留期間延長の要望が出てくるのが必然であり，定住に近い長期間の在留を認める特例の実施など,「移民政策」とみなしうる事業の検討にも発展しかねない。そうした状況を避けるためにも，持続性の高い生産構造を当初から念頭に置き，事業の実施を検討すべきであろう。例えばオランダでは，省力的な技術開発を進め，EU外からの労働力に依存しない方針をとっている。農業機械の開発や投資など，労働生産性の向上を目指す取組みを引き続きサポートしていくことが必要である。

３つ目の課題は，失踪や不法滞在を防止する機能を完備できるかである。この点については，技能実習制度でも法的権限を持った機関の設置や外国人の出身国との連携強化などがはかられており，本事業においても同等の措置を行うべきであろう。また，ニュージーランドのように，労働者の滞在が非合法となった際の本国送還費を雇用主が負担する仕組みを導入し，雇用主にインセンティブを設けることで，不正行為を防ぐ事例もある。罰則強化など，規制の強化のみをはかるのではなく，在留期間満了後，いかに円滑な帰国を実現するかという観点から，失踪・不法滞在を防ぐ発想も重要であろう。

(注21) 本節における韓国の事例は明石（2017b），佐野（2017），アメリカの事例は早川（2010），井樋（2007），カナダの事例は佐藤（2017），オランダの事例は内山（2017），一瀬（2016），ニュージーランドの事例は内山（2016）を参考とした。

おわりに

これまで，本事業の概要と本事業の全国展開が検討される場合に留意すべきポイントを整理してきた。人手不足を理由とする，外国人労働者の受入れ制度については，海外の諸制度はもちろん，国内の先行事例や特区における本事業の実施状況を踏まえた詳細な制度設計が行われるべきであろう。

また，本稿では本事業の内容に従い，外国人を労働者とみなす観点を中心に整理してきたが，外国人労働者が労働力である前に社会生活を行う人間であり，入国後は日本で生活する者になることは強く意識されるべきポイントである。この点に関しては，総務省が中心となって従来から進めている「多文化共生」のより意識的な実践が必要であり，外国人の社会保障等に関する制度の検討，整備を進める必要もあろう。

このように，農業分野での外国人労働者の受入れは，農業分野の範囲を超えて，国民生活とも大きくリンクする内容である。外国人を受け入れる農業経営体等だけでなく，国民の合意に基づく事業の実施が望まれる。

＜参考文献＞

- 明石純一（2017a）「安倍政権の外国人政策」『大原社会問題研究所雑誌』２月号
- 明石純一（2017b）「海外から働き手をいかに招き入れるか──日本の現状と課題──」『日本政策金融公庫論集』第34号，２月号
- 安藤光義（2006）「北関東・畑作経営における外国人労働力の導入」『農村と都市をむすぶ』第56巻第10号

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

・李鋌（2016）「第２部（諸外国の法制度と実態）第5章 韓国」『諸外国における非正規労働者の処遇の実態に関する研究会報告書』労働政策研究・研修機構
・石田一喜（2016）「農業分野に関する国家戦略特区の取組み」『農林金融』12月号
・一瀬裕一郎（2016）「オランダの農業と就業構造」『日本労働研究雑誌』10月号
・井樋三枝子（2007）「米国における就労目的の外国人の受入れと規制」『外国の立法』231号
・内山智裕（2016）「農業における他国からの季節労働者に関する国際的状況」堀口健治・軍司聖詞編『農業の労働力調達と労働市場開放の論理　研究報告書Ⅲ（平成27年度）』早稲田大学地域・地域間研究機構
・内山智裕（2017）「農業における外国人労働者の雇用を考える」『週刊農林』第2303号
・國武英生（2016）「農業と労働法──農業就業者の労働法の適用と労基法の適用除外に着目して──」『日本労働研究雑誌』10月号
・佐藤忍（2017）「カナダの先進モデルに学ぶ」『週刊農林』第2303号
・佐野孝治（2017）「韓国の『雇用許可制』にみる日本へのインプリケーション」『日本政策金融公庫論集』第36号
・澤田守（2017）「農業労働力の変化と農業就業構造──農家の世代構成に着目して──」農業問題研究学会『2017年度春季大会予稿集』
・橋本由紀（2015）「技能実習制度の見直しとその課題──農業と建設業を事例として──」『日本労働研究雑誌』９月号
・早川智津子（2010）「アメリカ合衆国の非移民に関する一時的労働証明制度とその日本法への示唆」『日本労働研究雑誌』特別号
・早川智津子（2017a）「第７章　外国人労働者」日本労働法学会編『講座労働法の再生　第６巻　労働法のフロンティア』日本評論社
・早川智津子（2017b）「外国人労働規制のゆくえ」『ジュリスト』８月号
・堀口健治（2017）「外国人技能実習生の受入れを巡る現状と課題」『中酪情報』５月号
・松久勉（2016）「農業における雇用の動向と今後」『日本労働研究雑誌』10月号

（いしだ　かずき）

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

談話室

副市長就任一年にして思うこと

平成28年に，それまで代表を務めてきた農業法人の経営を後進に譲り，村上市の副市長に就任して１年余りが経ちました。

顧みれば29歳の時，当時の仲間５人と農業法人「有限会社神林カントリー農園」を設立しました。団体職員だった私は，家計と経営の分離した新しい農業経営を目指していました。稲作の共同作業と農作業受託から始まり，ライスセンターの建設を契機に協業の道を選択，同時に切り餅の製造販売に取り組み，今日に至っています。

稲作の経営規模も徐々に拡大してきましたが，より付加価値の高い切り餅の売上向上が収益向上の近道となっていました。折しも，全国的にブームとなっていた「一村一品運動」の高まりもあって都市部のデパートで開催される物産展にも出展するようになり，お歳暮として年末商品に採用いただくことにも繋がっていきました。また，直接ご注文をいただくお客様も増え，通販事業も展開，今でいう農業の６次産業化の取組みを他に先駆けて実践してきました。

農業政策に目を転じると，就農した時点ですでに米の生産調整が行われていました。また，食糧管理法の下で米の流通は厳しいものがあり，自家生産した米はもちろん米加工品も制度上は直接販売が出来ませんでした。農業生産法人の事業要件としても，他者が生産した農産物の加工は食品産業にあたるとして認められませんでした。

平成16年からの米政策改革では「売れるコメづくり」が掲げられ，新潟県では米生産調整の配分数量を決めるにあたって，農業法人等が県内の米加工メーカー等と直接契約するなど，実需者との結びつきのある取組みへ優先的に配分する仕組みが導入されました。当社では，異業種交流で面識のあった米菓メーカーともち米での契約が成立し，現在もその関係は継続しています。

また，品目横断的経営安定対策が導入されるなど，担い手農業者への政策の重点化・集中化，農業の法人化を推進する動きも進み，その行方を期待感をもって見守っていました。就農当時描いていた家計と経営の分離や農業経営の近代化に通ずるものであり，私たちが取り組んできたことへの後押しと捉えたからです。

しかし，政権交代により登場したのが，全ての農業者を対象に主食用米にも交付金を出す戸別所得補償制度でした。さらに，その仕組みも再度の政権交代により平成30年産からなくなります。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

この20年間にわたる米価下落と生産調整の強化の下，総じて，大規模な借地型稲作の経営は米の生産調整に伴う補助金により最終的な収益を確保する体質となっています。制度変更により経営収支が大きく左右され，政権交代が経営リスクのひとつともなるような状況には，経営者として歯がゆい思いが残るというのが正直なところです。

法人設立30年を迎えようとしていた平成23年，私を含めた創業者３人は60歳前後となり，事業継承を意識するようになりました。農業法人の事業継承事例は全国的にも少なく，先輩の法人経営者から情報提供をいただくなど，農業経営の研究機関や地元の公認会計士にアドバイスを受けながら手探りで進めてきました。

中期経営計画の作成と合わせて事業継承プログラムを組み入れ，人材育成，キャリアパスの仕組みを社内に取り入れました。これまで明確に体系化された人事の仕組みがなかったこともあって，よい機会になりました。

平成26年の春には，新たに整備した株式譲渡の方針にもとづき退任者の株式を社員に譲渡しました。次期社長（候補者）にも内諾を得るなど新体制が出来上がりつつあり，交代の時期を見定めていました。

その時期は意外に早く訪れました。村上市長より，副市長としての就任依頼があったのです。まさに青天の霹靂で，行政経験もなく不安もありましたが，これまでの当社としての経営や地域行政への協力の実績を踏まえての要請であると受け止め，引き受けることにしました。

そして，平成28年７月20日を代表取締役の退任日として手続きを進め，９月１日から，第２代村上市副市長として新たにスタートを切りました。

担当分野は市行政全般の多岐にわたり，わからないことも多いですが，職員の協力を得て業務を遂行しています。そのなかでも重要課題は，やはり来年度に迫った米政策の転換への対応です。法人経営時代は70町歩のマネジメントでしたが，今は副市長として，村上市の水田6500町歩のこれから，それを支える担い手農業者の経営安定に資する政策を考えていかなくてはなりません。今年に入り徐々に準備を進め，５月には村上市農業再生協議会の会長に就任し，市としての独自の方針を決定しました。８月下旬から地域への説明会を始め，具体的な取組みに落とし込んでいこうとしています。

これからの３年間弱，農業をはじめとする地域産業の活性化を通して，市の発展に精一杯頑張ろうと思います。

（新潟県村上市 副市長　忠　聡・ちゅう　さとし）

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

農協における農産物の地域団体商標登録の効果と課題

主任研究員　尾中謙治
（前 一般財団法人 農村金融研究会）

〔要　　旨〕

農産物のブランド化は価格の安定・向上等に有効であり，農協をはじめとした組織等が取組みを行っている。さらに地域づくりの一環として，地域の農産物などを他地域と差別化するための地域ブランドづくりも行われるようになり，2006年４月には「商標法の一部を改正する法律」が成立し「地域団体商標制度」がスタートしている。また，14年６月には「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」（地理的表示法）が成立し「地理的表示保護制度」も始まっている。

地域団体商標制度のメリットとしては，①法的効果（不正使用の防護策［独占・排除］，ライセンス契約），②差別化効果（取引信用度・商品・サービス訴求力の増大），③その他の効果（組織強化・ブランドに対する自負の形成）が挙げられる。

地域団体商標制度を中心に農協が権利者となっているブランドも多数存在している。地域団体商標登録の目的としては，①ブランドの保護，②ブランド力の強化，③生産の維持・回復，④サブブランドの確立に大別できる。農協によるブランド化の効果は直接的なものだけではなく間接的・波及的な効果もあり，上述のブランドの保護やブランド力の強化等以外にも生産者や農協，地域への効果・影響がある。

課題としては，品質管理，地域団体商標および登録された農産品の認知度向上等が挙げられる。

目　次

はじめに
1　地域団体商標登録の目的
（1）　ブランドの保護およびブランド力の強化
（2）　生産の維持・回復
（3）　サブブランドの確立
2　地域団体商標登録の効果・影響
（1）　生産者への効果・影響
（2）　農協への効果・影響
（3）　地域への効果・影響
3　地域団体商標登録の課題
おわりに

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

はじめに

地域名と商品（サービス）名とを組み合わせた「地域団体商標」の制度は，2006年４月から施行されている。当制度は地域ブランドの保護を通じて，事業者の信用の維持，産業競争力の強化と地域経済の活性化を支援することを目的としている。17年３月時点で605件が地域団体商標に登録されており，うち農産物は野菜57件，米７件，果実45件，食肉・牛・鶏59件が登録されている。農産物（１次産品）の登録主体[(注1)]の大部分は農協（一部全農）が占めている。なお，地域団体商標の登録要件は，地域ブランドが団体およびその構成員が使用する商標として需要者の間で広く知られていること（周知性）などがあるが，品質管理は商標権者の自主管理となっている。

15年６月からは類似の制度として「地理的表示（GI：Geographical Indication[(注2)]）保護制度」の運用が開始されており，17年７月時点で38件が登録されている。これ以外にも都道府県や市町村等が地元農産物を認定してブランド化を図っている事例も多くなっている。ブランド化の取組みは，従来の農協名（コーポレートブランド）や農産物（商品ブランド）を主としたものに加えて，地域と農産物をセットとした「地域ブランド」に対する取組みが全国的に広がってきているといえよう。

そこで本稿では，地域ブランドの先行的な取組みである地域団体商標を取り上げ，農協による農産物の地域団体商標登録の目的，効果や課題を整理する。調査を行った８農協と地域団体商標登録されている作目等は第１表のとおりである。

（注１） 地域団体商標の登録主体は，事業協同組合，

第1表　調査対象農協と地域団体商標登録されている作目

農協（権利者）	とうかつ中央農協	市川市農協			西八代農協	中巨摩東部農協	三島函南農協	みのり農協		金沢市農協	広島ゆたか農協
県名	千葉県	千葉県			山梨県	山梨県	静岡県	兵庫県		石川県	広島県
ブランド名	矢切ねぎ	市川のなし	船橋にんじん	船橋のなし	大塚にんじん	やはたいも（サトイモ）	三島馬鈴薯	東条産山田錦（酒米）	黒田庄和牛	加賀野菜（野菜15品目）	大長レモン
ブランド登録日	07年12月	07年8月	13年1月	14年11月	13年5月	07年1月	11年12月	09年9月	13年3月	07年9月	12年3月
指定商品	松戸市矢切産のねぎ	市川市およびその周辺地域産の梨	船橋市産のにんじん	船橋市およびその周辺地域産の梨	西八代郡市川三郷町大塚地区産のにんじん	甲斐市西八幡地区産のサトイモ	三島市およびその周辺地域で生産された馬鈴薯	加東市の東条地域で生産された醸造用の山田錦の玄米	西脇市黒田庄町で肥育された黒毛和種の牛肉	45年以前より金沢市で生産されてきた地物野菜	呉市豊町大長地区およびその周辺地域産のレモン
生産者数	約50戸	約230戸	約100戸	約120戸	約60名	約50戸	約75戸	453名	14戸	345名	－
栽培面積（15年度）	約40ha	260ha（12年度）	－	180ha（12年度）	3～4ha程度	－	17ha	－	1,200頭肥育	288ha	－
生産量（15年度）	1.6千トン	6.3千トン（12年度）	6～7千トン	4.0千トン（12年度）	－	100トン以下	514トン	－	年間600頭	4.0千トン	1.3千トン

資料　個別ヒアリングより作成

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

農協，漁協等の組合に限られていたが，14年からは新たに地域ブランドの普及の担い手となっている商工会や商工会議所，特定非営利活動法人（NPO法人）まで拡大されている。

（注２）「地理的表示（GI）」とは，農林水産物・食品等の名称で，その名称から当該産品の産地を特定でき，産品の品質等の確立した特性が当該産地と結び付いているということを特定できる表示のことである。

1　地域団体商標登録の目的

地域団体商標登録は農協からの発案というケースが多かったが，生産者部会や市町村からというものもあった。登録申請手続きは，弁理士や特許庁のアドバイスを得ながら，農協自らが行ったというのが大半であった。

地域団体商標登録の目的は，①ブランドの保護，②ブランド力の強化，③生産の維持・回復，④サブブランドの確立に大別できる。

(1)　ブランドの保護およびブランド力の強化

農協による農産物の地域団体商標登録の目的としては，ブランドの保護・偽物の排除とブランド力の強化を挙げているところが多かった。ブランドの保護については，実際に地域団体商標登録によって偽物の販売を阻止したケースもあった。(注3) 三島函南農協の事例では，三島市のご当地グルメである「みしまコロッケ」に使用できる「三島馬鈴薯」を地域団体商標登録によって特定することで，みしまコロッケの認定店（販売店）に三島馬鈴薯以外の原料を使用できないようにして，みしまコロッケのブランドを保護しており，農産物自体だけでなく，その加工品のブランドの保護に活用されているケースもある。

ブランド力の強化については，地域団体商標登録の話題性を利用して，いっそうの周知を図ろうとするものであり，マスコミ等からの取材を通じてPRする機会が増えたという農協は多かった。とうかつ中央農協の「矢切ねぎ」は，地域団体商標登録されてからマスメディアに頻繁に取り上げられるようになり，松戸市の主要特産農産物のひとつとして認知されるようになった。それまでは知る人ぞ知る高級ねぎであった矢切ねぎが，広く一般に知られるようになり，農協による直接販売である「矢切ねぎふるさと便」の販売量は２倍近くに伸びている。

（注３）農協から偽物の販売をしていた者に警告したケースはあったが，差止請求や損害賠償を請求したケースは今回の事例にはなかった。ほかに，地域団体商標登録が組合の広報誌やマスコミ等を通じて周知され，偽物の販売をしていた者が自主的にやめたケースや，組合員等が偽物を販売している者に注意を促して阻止したというケースがあった。

(2)　生産の維持・回復

生産を維持・回復するためにブランド化を推進した事例として，金沢市農協の「加賀野菜」がある。ブランド化への経緯は次のとおりである。金沢市内で栽培されている伝統野菜の多くは栽培に手間がかかり収量も少なく，流通網の発達によって外部から野菜が入ってくるようになると，入手のしやすさや見た目，調理の簡便さ等の消費

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

者ニーズの変化によって伝統野菜に対する市民の購買頻度は下がっていった。それに伴い新品種に切り替える生産者も出てきて，さらに金沢市の人口増加によって農地の減少が発生し，生産量がいっそう減少していった。実際に消滅してしまった伝統野菜も出てきて，消滅が危惧されるようになってきた。

そこで金沢市内の種苗店が中心となって伝統野菜の存続に向けた動きが開始され，97年には金沢市農産物ブランド協会が設立された。設立目的は「特産農産物の地産地消の推進，生産者や流通業者の連携及び協力により加賀野菜(注4)をブランド野菜として認定し，積極的な消費宣伝に努めること」である。構成メンバーは，金沢市，金沢市農協，金沢中央農協，全農いしかわ，流通業者，生産者，消費者団体および学識経験者等である。主な業務は加賀野菜等のブランド力の向上と消費拡大・宣伝活動であり，それによって加賀野菜の市場での評価と，県内外の人々の認知度が高まっている。

商標については，金沢市農産物ブランド協会主導のもと99年には加賀野菜の文字が入った商標（図形），07年には地域団体商標（権利者は金沢市農協）の登録をしている。地域団体商標の登録以前から取り組んでいた加賀野菜のブランド化は，生産の維持と復活を目的とするものであり，実際にブランドへの取組みによって認知度が上がり，「お金の取れる野菜」になっている。一部の品目では生産者や生産量が維持・増加し，後継者が確保されている。

同様の取組みとして，中巨摩東部農協の「やはたいも(注5)」がある。やはたいもは200年以上前から生産が行われてきたが，栽培できる土地が限られていることや連作ができないこと（５年ほど栽培間隔を空けなければならない）等の影響で，生産者はピーク時の220戸から約50戸に減少していた。そのようななか「やはたいも部会」（50名）から「おいしいサトイモを守らなければならない」「後世に八幡芋を残したい」という声が上がり，その会員の想いの具現化と会員間の意識の共有のためにやはたいもの地域団体商標を取得している。取得後は，生産者，特に女性のなかには「やはたいもを絶やしてはいけない」「次の代も生産を継続する」と言っている人もおり，離農防止・生産継続，後継者確保の効果が少なからずあったようである。

（注４） 加賀野菜は，45年以前から栽培され，現在も主として金沢で栽培されている野菜のことであり，認定されているのは，さつまいも，加賀れんこん，たけのこ，加賀太きゅうり，金時草，加賀つるまめ，ヘタ紫なす，源助だいこん，せり，打木赤皮甘栗かぼちゃ，金沢一本太ねぎ，二塚からしな，赤ずいき，くわい，金沢春菊の15品目である。

（注５） 甲斐市（旧竜王町）八幡地区で生産が盛んであったサトイモのことを古くから「八幡芋」と呼んでいた。八幡地区の肥沃な土壌によって栽培されたサトイモは細かい繊維とねばり強い食感をもっており，他産地のサトイモよりも市場等では高く評価されている。

(3)　サブブランドの確立

サブブランドとは，マスターブランド（上位ブランド）のもとに位置するもので，マスターブランドに新たに特定要素を追加したり特化したブランドのことである。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

サブブランドの確立に取り組んでいる事例としては，みのり農協の「黒田庄和牛」がある。黒田庄和牛は西脇市黒田庄町で生産されているが，当地は神戸ビーフの主産地である。ほかに神戸ビーフの産地としては加古川や三田，但馬など兵庫県下に複数存在しており，産地ごとに工夫して，高品質の神戸ビーフを生産している。神戸ビーフは国内外に名が知れ渡っている確固たるブランドであるが，生産者の範囲が兵庫県下であり，それぞれの産地の特色が神戸ビーフには反映されていない。そこで，神戸ビーフとしてだけでなく，各産地のブランド牛（加古川和牛，三田牛等）として販売しているケースもあり，黒田庄和牛もそのひとつである。ブランドの位置づけとしては，神戸ビーフがマスターブランド，黒田庄和牛がサブブランドといえる。(注6) 黒田庄和牛のブランドの確立は，生産者に自分たちの生産物という意識，さらには生産者を含めた住民の西脇市黒田庄町に対する愛着を高めている。

同様のケースとして，広島ゆたか農協の「大長レモン」がある。広島県のレモンの生産量は全国の約６割を占める一大産地であり，広島県果実農業協同組合連合会はレモンのブランド化の一環として広島県産のレモンを「広島レモン」として，08年に地域団体商標登録している。一方で，広島ゆたか農協は，ブランド化により市場価値の向上等の目的のために大長レモンの地域団体商標を12年に取得している。広島レモンというマスターブランドに対して，さらなる付加価値を訴求するために大長レモンのサブブランド化を図っている。両ブランドは競合関係にあるわけではなく，大長レモンには同時に広島レモンの表示もあるので，大長レモンという優れたブランドの存在が広島レモンのブランド力をさらに高め，広島レモンの普及が大長レモンの知名度向上にもつながるといった相乗効果が期待される。また，大口取引の際に，大長レモンの量の確保が難しいときには広島レモンとして対応することができ，広島レモンでも量が足りないときには瀬戸内レモン（瀬戸内地区産）として対応することができる体制がある。なお，大長みかんと広島みかん，瀬戸内みかんも同様の関係にある。

類似した取組みとして，地名を後世に残すために地域団体商標を取得したみのり農協の「東条産山田錦」がある。東条産山田錦の産地は名称からもわかるように東条（町）である。東条町の全地域は山田錦の生産に適しており，「特Ａ地域」として指定されている。酒造会社から指名を受ける地域である。しかし，06年３月に東条町と社町，滝野町が合併して加東市となったことによって，加東市で生産された酒米の名称は基本的に「加東市産山田錦」となる。そこで，農協が「東条」という地域の名称を残すために，09年に東条産山田錦の地域団体商標を取得している。(注7)「東条」という地名が地域団体商標として残されることによって，生産者は誇りをもって生産しており，地域活動などにも積極的に取り組んでいる。

上記のようにブランドのエリアが県レベ

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

ルだと，それよりエリアの狭い市町村や集落レベルでの取組み・特徴が埋没してしまう。一方で個人レベルでのブランド化では，生産者個人の意識や意欲を高めるが，量的な限界や周知にあたってのコスト負担が大きいなどの問題もあり容易ではない。農協がブランドのエリアを設定するにあたっては，農産物の地域性や生産量，地域の知名度，生産者のモチベーションへの影響，生産者部会の有無，消費者への訴求力等を勘案することが必要である（第１図）。マスターブランド等をうまく活用したブランドの構築・展開も求められる。

（注６）黒田庄町で肥育した肉牛がすべて神戸ビーフに認定されるわけではなく，近年では８割程度が神戸ビーフ，残り２割が神戸ビーフよりも認証範囲の広い但馬牛として認定されている。認定は神戸肉流通推進協議会が厳しい認定基準を設定して実施している。

（注７）地域団体商標で使用できる地名は，現在の行政区画単位の地名ばかりでなく，旧地名，旧国名，河川名，山岳名，海域名等の地理的名称が含まれる。

第１図　ブランドのエリア

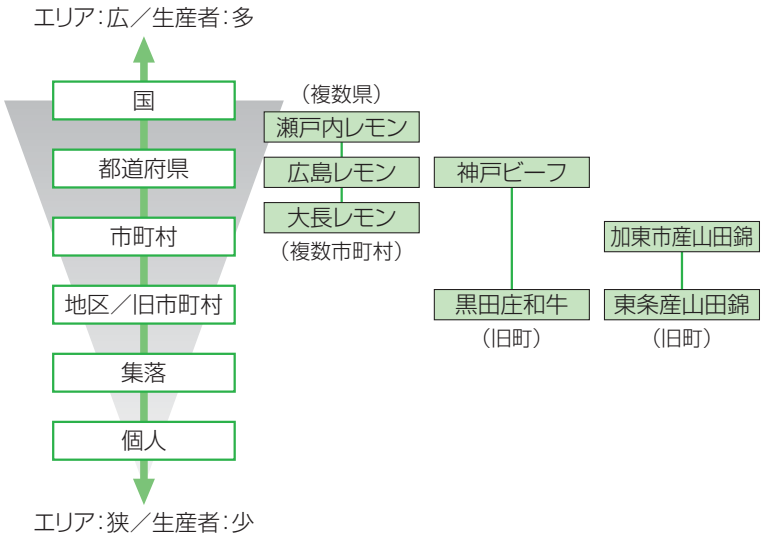

資料　筆者作成

２　地域団体商標登録の効果・影響

地域団体商標登録は，以上のとおりブランドの保護やブランド力の強化，生産の維持等を直接的な目的として取り組まれ，それぞれおおむね初期の目的を達成していると評価できる。それに加え，地域ブランドの確立にあたっては生産者や農協，行政等の連携した取組みが必要となり，その過程を通じて様々な波及効果が生じている。以下では，生産者，農協，地域にとって，それぞれどのような波及効果が生じたかをみていくこととしたい。

（1）　生産者への効果・影響

生産者に対する効果として多かったのは，生産の誇りや自信，モチベーションの向上・回復，品質維持・向上への自覚の高まり，栽培技術の改善等である。生産者間・部会での関係が良くなったという事例も複数あった。

市川市農協の「市川のなし」では，生産者同士の意見交換が活発になったことや，生産者としての責任感が増したことが効果として挙げられている。具体的には，農薬安全使用講習会等の講習会開催頻度の増加や農薬散布記録簿および栽培履歴の記入が以前より

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

も丁寧にされるようになっている。品質維持に関して生産者から農協に意見や情報提供を行う事例も増え，ブランド維持にあたって生産者間の相互チェックも働いている。

市川市農協の「船橋にんじん」では，地域団体商標取得以前は，出荷は各地区・出荷組合単位で行われ全体調整がうまくできていなかったが，取得後は生産者間のまとまりが出てきて一元集荷が進み，市場に対して安定的な出荷を実現している。それによって取引価格も上向いている。

みのり農協の黒田庄和牛でも生産者同士の結び付きが強まり，そのひとつの結果として13年に生産者は農協系統飼料会社と独自の配合飼料を開発し，生産者すべてが統一して使用している。これによってコストダウンが実現し，黒田庄和牛のさらなるブランド・品質の安定・向上が図られている。

市場等での取引価格については，他産地と比較して元々高値だったものが多いが，ブランド化の取組みを通じて取引価格が上がった事例としては，金沢市農協の加賀野菜や三島函南農協の三島馬鈴薯などがある。GIも取得している三島馬鈴薯は，市場での評価が高まっており，ここ数年の取引価格は高水準で推移している。

地域団体商標登録等のブランドの確立によって，新規就農者の確保に一定の効果を上げている事例もある。ブランドを取得している農産物は取引価格が高値であり，農協や行政等からの支援があることから，就農に際しての安心感等を醸成しており，広島ゆたか農協の大長レモンでは，農外から新規就農した若者が複数存在している。

ほかにも，地域団体商標登録された農産物以外の生産者に刺激を与え，彼らにブランド化への取組みを決意させたケースもある。

(2) 農協への効果・影響

農協への影響としては，農協への市場や消費者からの問合せの増加、ブランド価値の維持・向上にあたっての生産者への指導や講習会の徹底，役職員のモチベーションの向上，市場等での取引にあたっての交渉力の強化・取引の安定化，地元事業者・組織との連携した取組み等がある。

中巨摩東部農協では，やはたいもの販売場所等の電話での問合せへの対応が増加している。また，農協直売所の利用者をはじめとした消費者のなかには地域団体商標登録をきっかけに農薬や値段，品質等を気にする人も出てきており，彼らからの質問に対して農協職員は説明・応答する機会が増えている。さらに，ブランドのリスク管理のために以前よりも品質管理に気を遣うようになっている。具体的には，以前から実施していた使用農薬の指導や年３回の残留農薬の検査，栽培講習会を徹底している。

市川市農協では，資材管理（出荷容器等）やブランド価値を下げないためのリスク管理・営農指導の責任が大きくなっている。農協は量販店に対して市川のなしのディスプレイ用の出荷容器（底がない箱）を提供したり，生産者に対する講習会等の回数を増やしたりしてブランド価値の維持・向上の

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

ための取組みを行っている。また，農協はブランドにふさわしくない梨を直販等している生産者には指導を実施している。農協のメリットとしては，職員のモチベーションが上がったことと，生産者の所得向上によって各事業（貯金等）の利用増加に波及する可能性が高まったことである。ブランドによって市川市や農協名が知られるようになったのもプラスの効果と捉えている。

三島函南農協では，三島馬鈴薯の地域団体商標やGIの取得だけでなく，「三島野菜」「箱根西麓牛」「三島甘藷」の商標登録も行っているが，これらをどのように宣伝等に生かすかを考えており，ブランド登録を目的ではなく手段として捉えている。ブランドの確立にあたっては，地元で愛され地元で消費されることを目指しており，地域の人々に地元の野菜の良さを知ってもらうために，様々なイベントを企画し試食する機会を作ってブランドの浸透を図っている。農業祭などのイベントではパンフレットを配布しており，一般の人はGIについてほとんど知らないが，夕張メロンや神戸牛と同等のポジションと言えば，皆は驚き，三島馬鈴薯への評価がさらに高まるという。

また，三島函南農協では，ブランド化を進める以前と比較して，ブランド化した農産物の市場での販売単価が上がっているので，農協の集荷率は１～２割伸びている。ブランドの確立によって，農協の担当者は市場の担当者との強気の価格交渉（例えば，「評価を低くすると他に取られるよ」とけん制したりすること）ができるようになっている。12年からは農協による直接販売（買取販売）に取り組んでおり，年々増加傾向にある。今後も直売を拡充していく予定であるが，これもブランド化の流れのなかで実現できている面がある。最近では農協から営業に出向かなくても，毎月数件，先方（箱根の老舗旅館，地域周辺のレストラン，首都圏の高級スーパーなど）から「三島野菜が欲しい」と問合せが来るようになっている。このような一連の動きは，農協職員のモチベーションも高めている。

そのほか，西八代農協では，生産量が少なく共販にはあまり向かない「大塚にんじん」を，贈答向け等として新たな販売戦略を検討しており，今までにない動きが生じている。金沢市農協では，加賀野菜の地域団体商標登録によって，農協が各品目の生産量の把握や課題等も捉えられるようになったというメリットを挙げている。

(3)　地域への効果・影響

地域団体商標登録によるブランド化によって，地域の知名度も高まり，その効果や影響は生産者や農協だけでなく，地方自治体や地元事業者・組織にも波及している事例が大部分である。

西八代農協の大塚にんじんは，町の「特産品」を絶やしてはいけないという理由で，市川三郷町主導によって再興が図られ，00年頃からは大塚にんじんの収穫期に「にんじん収穫祭」のイベントが大塚地区の温泉施設で実施されている。市川三郷町商工会では「のっぷいプロジェクト」というサイ

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

トを立ち上げ，大塚にんじんの特徴，大塚にんじんを使った各種メニューや加工製品（ゼリー，ドリンク，ジャム，羊羹など）を掲載しており，それぞれ町内の食堂や直売所などで購入できる場所の情報等を掲載している。市川三郷町や町商工会は，大塚にんじんを地域のひとつの目玉として地域振興を図っている。

みのり農協の黒田庄和牛では，西脇市や商工会議所，地元飲食店等の協力のもと，16年２月に西脇市の新たなご当地グルメとして「西脇ローストビーフ」(注8)を開発し，地元飲食店が提供している。16年12月には西脇市が，西脇ローストビーフの特産品化に向けて，西脇市の在住・在勤・在学の人からレシピを募集している。17年３月19日には地域経済の活性化のための「日本のへそ西脇おもてなし支援事業」で農協後援のもと，「肉祭～肉の祭典inにしわき」が開催されている。西脇市や他組織は地域団体商標の取得によって，「黒田庄和牛」に関連する取組みへの支援・協力をしやすくなったようである。

市川市農協の市川のなしは，地域団体商標登録や市川地域ブランド協議会(注9)の発足，健康都市連合国際大会をきっかけに，今までにはなかった市川のなしを使った加工品の開発・製造・販売が菓子店等によって行われるようになり，農商工連携への取組みが促進されている。14年には市川市農協と山崎製パン（株）（市川市が発祥の地）が市川のなしを使った「梨ウォーター」を共同開発し，ヒット商品となっている。また，市川のなしを使った商品や料理等をPRするために「市川のなし 食べ歩きマップ」が作成されている（制作は市川商工会議所）。16年版のマップには47店舗（市川商工会議所の会員）・60商品が掲載されており，店舗の売上げも以前より上がっている店が多く，季節限定商品を出している店ではその期間の売上げが増加しているとのことである。このような取組みを機に市民にもいっそう知られるようになっている。

市川市農協の船橋にんじんも，一部の業者ではあるものの，船橋にんじんを100％使ったドレッシングを開発したり，パウダー化したものを菓子類に利用・販売している事例も出てきており，加工品用の需要が創出されている。

三島函南農協の三島馬鈴薯では，市が08年７月に商工会議所や観光協会等が参画した「みしまコロッケの会」を組織し，みしまコロッケと三島馬鈴薯のPRを行っている。みしまコロッケの会は，「三島馬鈴薯・みしまコロッケまつり」の開催，みしまコロッケを提供しているお店を食べ歩きできる「みしまコロッケ帳」の作成，スタンプラリーの企画，コロッケの人気投票である「みしまコロッケ総選挙」，親子料理コンテスト，グッズ販売などを実施している。

そのほか，矢切ねぎは，矢切地区にある和菓子屋が矢切ねぎコロッケを開発し，店頭やイベントなどで販売しているほか，冷凍食品としてインターネットでも販売している。コロッケの全国大会で４位になるなど評価は高いようである。矢切ねぎを使っ

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

た矢切ねぎラーメンも管内の飲食店で提供されている。加賀野菜も，金沢市の支援のもと金沢市農産物ブランド協会がシールやのぼりなどを作成しPRを積極的に行っている。

（注８）西脇ローストビーフの条件は，①「黒田庄和牛」を使うこと，②地元のカラフルな野菜を使うこと，③各店オリジナルソースを作ること，の３つである。現在は市内15店舗で提供されており，マップも制作されている。

（注９）市川地域ブランド協議会の設立目的は，市川の資源を活用して国内外から注目される「市川ブランド」に発展させることを目的としている。構成メンバーは，市川市農協，市川商工会議所，市川市，市川市行徳漁協，南行徳漁協，市川パン菓子商工組合，市川市商店会連合会，市川鮨商組合である。

3　地域団体商標登録の課題

前記のとおり地域団体商標登録は様々な波及効果も見込まれるが，一方でその効果の実現・持続にあたっての課題もある。以下ではいくつかの課題をみていくこととしたい。

第１に，品質管理をいかに実現していくかという課題である。前記のとおり地域団体商標は，品質に関する基準を担保することは制度としては求められておらず，あくまでも自主管理となっている。品質基準を特段設定していない農協もある。例えば，矢切ねぎには，矢切地区で生産されたねぎであればよく，生産者ごとに規格は異なっており，Ｂ品も矢切ねぎとして出荷されている。やはたいもも特段の基準はなく，農協での検査が行われていないものもやはたいもの名称を使用して販売できる。ある生産者が品質に問題のあるものを販売してしまった場合，全体のブランド価値が低下してしまう可能性が高く，今後の品質管理は大きな課題といえる。この課題をクリアするために，複数の農協では，品質基準の策定・登録・公開が必要であり，品質基準が守られているかを国がチェックするGIの取得を検討している。

加賀野菜では，栽培基準や出荷規格を明確にしており，加賀野菜は原則として農協へ共同出荷されたものに限ることによってブランドを保護している。GIを取得している三島馬鈴薯もブランドの保護のために，農協を通さずに生産者が個人で販売する馬鈴薯はGIとして原則販売することはできない。しかし，生産者から検査の要望があれば検査を行い，検査が通ればGIと同等のものと認める予定であるという。

ブランドの保護を行うためには，農協出荷や農協での検査を義務づけるのは仕方のない面があるが，法律的には独占禁止法の「不公正な取引方法」に該当する可能性があり，厳しく品質管理をすることが難しい面もある。地域ブランドである限り，一部の生産者の不正によって一瞬でブランド価値を喪失するリスクを考えると，一定の基準を生産者団体や農協が定めることを認める必要があり，そうでなくては地域ブランドの価値すら問題視されてしまう。品質管理の在り方は今後の課題といえる。

第２に，地域団体商標および登録した農産品の認知度をいかに高め，それを維持していくかという課題がある。三島函南農協

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

では地域団体商標登録を話題に宣伝する機会が増えたが，数年経つと話題性が失われていったという。中巨摩東部農協でもテレビや新聞等で取り上げられるようになったが，まだ一部の人にしか知られていないと認識している。甲斐市も力を入れてPRしているが地域限定であり，県外の人にはあまり伝わっていない。そこで15年に農協と市はJR中央線の竜王駅のイルミネーションを見に来た観光客に，竜王駅でやはたいもの試食を提供し，やはたいもと甲斐市のPRを行ったこともある。今後は地域団体商標登録した農産品のさらなるPR・訴求が課題であり，地方自治体や地元事業者・組織等と連携・協力をしていくことが解決のひとつの方向といえる。

第３に，いかにして生産者の意識を高め，ブランド化への努力を喚起していくかという課題がある。一部の地域団体商標登録した農産品のなかには，生産者からの声ではなく市町村や農協が先行して登録したものがあり，生産者がブランド化にあまり意識が向いていないことがある。生産者が主体的でないと品質管理や地元事業者・組織と連携したブランドの拡張や浸透等は難しい。ブランドに対する意識が高くない生産者に対しては，他のブランド化の成功事例等を伝え，生産者の主体性やモチベーションを高めることが必要である。ブランドの出発点は，生産者が「良いものを作って世に出したい・知って欲しい」という意識であり，地域団体商標登録を機に生産者がプライドをもてるように農協は支援していくことも求められよう。

おわりに

地域と農産物をセットとした地域団体商標等の地域ブランドは，農産物の価値を維持・向上させるだけではなく，生産者のプライドや意欲を高めるものでもあり，生産者間の連帯感を強めるものでもあった。農協にとってもブランド価値を下げないためのリスク管理の負担は増えるものの，一方で価格交渉力が高まったり，注目されることによって役職員のモチベーションが高まったりしている。経済事業の職員にとっては行動目標が具体的になるというメリットがあると考える。経済事業の取扱高を伸ばすという目標よりも，ブランドの浸透や展開，ブランド化した農産品の高値での販売等の方が，職員自身の行動が目標なので方向性が明確で取り組みやすいといえる（取扱高は職員が直接伸ばすことはできないが，ブランドの浸透等の取組みは職員が直接行動できる）。職員間の意識統一や行動基準の明確化にあたって，ブランドに関する取組みはひとつの方法であろう。三島函南農協では，三島馬鈴薯や三島野菜等のブランド化にあたって，職員が市場での取引価格を引き上げたり，直売をしたりして，結果として生産者の手取収入を高め，農協の取扱高を伸ばしている。

地域ブランドは農産物自体だけでなく，地域のブランド（イメージ）とも密接に結び付いており，地域ブランドに対して地方自

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第2図　地域ブランドと地域イメージのブランド化

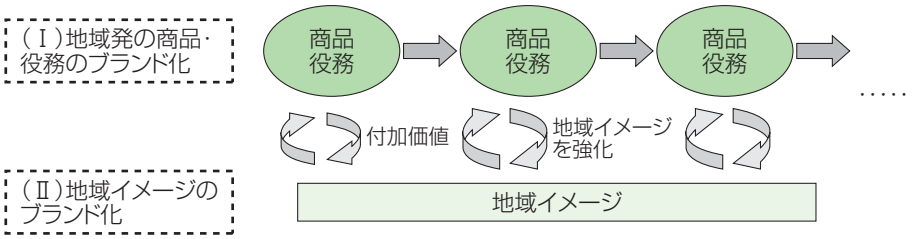

出典　経済産業省産業構造審議会知的財産政策部会「地域ブランドの商標法における保護の在り方について」（2005年2月）

治体が販促資材や宣伝活動に対する支援をしているケースは多かった。地域ブランドは地域イメージを高め，地域イメージは地域ブランドを高めるという関係があり，それが好循環すると地域ブランドを使った加工品やブランド化されていない農産物のブランド化が進んだり，地域イメージが高まることによって観光客の増加や移住・定住者が出てくることが想定される（第２図）。

したがって，地域ブランドは，生産者や農協のためだけの取組みではなく，地域全体にメリットのある取組みである。農協による地域ブランド化への取組みは，地域全体の振興・活性化のためという目標を掲げ，それに対する地域の他組織の共感のもと連携・協力していく体制づくりをすることが重要であろう。地域ブランドは，そもそも生産者が「良いものを作りたい・作っていきたい」という意識がないとスタートできないが，作ったものを農協や地方自治体，地元事業者・組織，地域住民等が支援することによってブランド化が図られている。生産者は地域のバックアップを感じることによってモチベーションが向上し，品質等を高めていき，さらには新規就農者や農業後継者が誕生し，確固たるブランドが確立されていく。それがさらに地域に還元され好循環が促されると考えられる。

第3図　地域ブランドを取り巻くステークホルダー

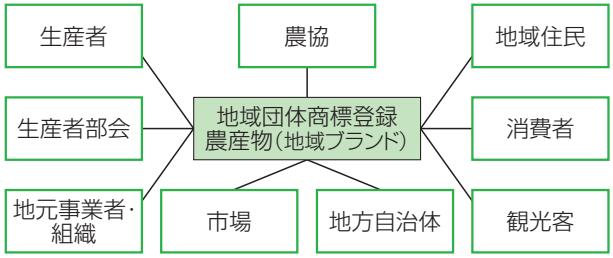

資料　筆者作成

農協による農産物の地域団体商標登録は，組合員・生産者や農協役職員の一体感・帰属意識を高めるだけでなく，地域の他組織との連携・協力を創出するきっかけになるものである。地域ブランドを媒介として様々なステークホルダー（利害関係者）とつながることができるのは地域ブランドのひとつのメリットである（第３図）。地域振興・活性化にあたって，地域が一体となるきっかけを提供する地域ブランド化に，地域全体で取り組んでみるのも一手と考える。

（おなか　けんじ）

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

外国事情

カナダの林業・木材産業の動向と木材利用拡大の取組み

主事研究員　安藤範親

〔要　　旨〕

カナダは豊富な森林資源を背景として，林業のほか木材・木製品，パルプおよび紙製品などの産業が発達しており，素材生産量は1.6億㎥と世界４位である。また，森林認証制度を取得し持続可能な森林経営がなされた森林面積は168百万haと世界１位である。

人口は3,500万人と少なく自国市場が狭隘（きょうあい）であるため，生産された製品の多くが輸出されている。世界に占める輸出割合は，製材が世界１位，木質パネルが２位，紙パルプが２位，産業用丸太が４位である。更に，林業・木材産業のGDPは21,865百万米ドルとカナダ経済の成長に寄与している。

行政，企業，業界団体，研究機関，大学が連携して木材利用拡大に向けた活動や研究が進められており，輸出先に対しては地域別の市場調査を実施するなど，更なるカナダ産木製品の利用拡大が目指されている。また，カナダは木材利用先進国としても名高く，世界一高い木造18階建ての高層建築物を建築するなど自国内においても積極的な木材利用が進められている。

目　次

はじめに
1　カナダの森林の特徴
（1）　面積，蓄積量，樹種構成
（2）　森林の所有形態と政府の役割
2　素材生産と持続可能な森林管理の取組み
（1）　素材生産量と許容伐採量
（2）　伐採後の再生状況
（3）　森林認証制度の採用状況
（4）　持続可能な森林管理に取り組む背景
（5）　米加木材貿易摩擦の影響
3　林業・木材産業の動向
（1）　カナダ経済への貢献
（2）　業種別にみた企業の分布
（3）　生産量と米国の影響
4　カナダ産材利用拡大に向けた取組み
（1）　海外市場の調査活動
（2）　新技術・新製品開発
（3）　木材利用の多角化
（4）　市場開拓に向けた活動
おわりに

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

はじめに

カナダは，世界第３位の森林面積を誇る国家である。国土は主に亜寒帯気候に属し，森林の樹種は針葉樹の割合が多い。2015年の素材生産量は，米国，中国，ロシアに次ぐ世界第４位である。また，木材関連製品の仕向け先は国内消費向けではなく主に輸出向けであり，世界に占める輸出割合は，製材23％（世界１位），木質パネル９％（同２位），紙パルプ17％（同２位），産業用丸太５％（同４位）であり，主に米国に輸出されている。日本にとっても主要な輸入先であり，製材用材の輸入の３割がカナダからである。

更に，直交集成板（Cross-Laminated-Timber：CLT）で建築された構造物として，世界一高い18階建てのブロック・コモンズ（ブリティッシュコロンビア大学の学生寮）があるなど，木材利用先進国の代表ともいえる。

日本とは樹種や森林面積，林業・木材産業の規模など大きく異なるが，世界の木材流通・市場をみるうえでカナダの林業・木材産業の動向を知ることは重要である。本稿では，まずカナダの森林の特徴と所有形態を明らかにし，その地理的条件下で実施される素材生産や森林管理の動向をみる。次に林業・木材産業の特徴を明らかにし，最後に林業・木材産業の更なる成長に向けた取組みを紹介する。

1　カナダの森林の特徴

(1)　面積，蓄積量，樹種構成

カナダはロシアに次ぐ世界第２位の国土面積を持つが，北緯41度（日本の青森県むつ市付近）以上の高緯度に位置している関係から，暖流の影響で温暖な太平洋沿岸を除いては，おしなべて寒冷の地帯が多い。とりわけノースウェスト，ユーコン，ヌナブトの３準州[(注1)]は，その一部が北極圏に入っており，年間平均気温は氷点下となる。そのため気候的に植物群落が成立しにくい荒地が多く，陸地面積に対して森林面積の割合が少ない。亜寒帯に属する森林が多く，主にマツ科のスプルースとファーから構成される針葉樹林が広がっている。

カナダの陸地面積は909百万haであり，そのうち森林面積は347百万haで，38％が森林で覆われている。世界の９％を占めるカナダの森林面積は，ロシアの20％（815百万ha），ブラジルの12％（494百万ha）に次いで第３位である（FAO（2015a））。

森林は，北部のツンドラ地帯を除き西部および東部を中心にほぼ全州に広がっている。森林蓄積量は全体で473億㎥であり，そのうち針葉樹の蓄積量が72％を占める（第１表）。森林蓄積量を地域別にみると太平洋沿岸地帯と山地帯（第１図の植生等の特徴を基に分割した生物地理区分）に属するカナダ西海岸のブリティッシュコロンビア州（British Columbia，以下「BC州」という）の蓄積量が35％と最も多い。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第1表　生物地理区別の森林状況

生物地理区（Ecozone）	森林率（%）	森林面積（千ha）	蓄積量（百万m^3）	haあたり蓄積量（m^3）	森林タイプ別の蓄積割合（%）			主要樹種構成（%）
					針葉樹	混合林	広葉樹・その他	
太平洋沿岸地帯(Pacific Maritime)	53	10,744	4,636	432	97	2	2	ヘムロック:49, シーダー等:19, ダグラスファー:14
山地帯(Montane Cordillera)	66	31,128	7,815	251	94	4	2	パイン:32, スプルース:25,ファー:17
寒帯-主に山地(Taiga Cordillera)	24	6,443	869	135	95	2	2	スプルース:95
寒帯-主に平原(Taiga Plains)	59	33,601	5,201	155	72	15	13	スプルース:83, ポプラ:15
寒帯-主に楯状地(Taiga Shield)	42	46,293	2,815	61	95	4	2	スプルース:98
亜寒帯-主に山地(Boreal Cordillera)	42	19,116	2,315	121	85	11	4	スプルース:58, パイン:23, ファー:13
亜寒帯-主に平原(Boreal Plains)	57	38,455	5,180	135	48	18	34	スプルース:43, ポプラ:41
亜寒帯-主に楯状地(Boreal Shield)	80	131,275	15,470	118	61	26	13	スプルース:51, ポプラ:15, パイン:11
ハドソン平原(Hudson Plains)	29	9,858	353	36	79	20	1	スプルース:97
草原地帯(Prairies)	3	1,198	290	242	4	1	95	ポプラ:95
混合林地帯(Mixedwood Plains)	29	3,169	423	134	12	30	58	メイプル:45, ポプラ:13,その他広葉樹:12
大西洋沿岸地帯(Atlantic Maritime)	83	16,296	1,953	120	45	36	19	ファー:27, スプルース:26, メイプル:20
カナダ全土	54(注1)	347,576	47,320	136	72	16	12	スプルース:47, ポプラ:13, パイン:12

資料　Canada's National Forest Inventory,revised 2006 baseline(Version 3, December 2013)(http://nfi.nfis.org)
(注) 1　ツンドラ地帯(生物地理区のうちArctic Cordillera, Northern Arctic, Southern Arctic)の面積を除外した森林率。
　　2　スプルース, パイン, ファーはマツ科の針葉樹であり, スプルースはトウヒ属, ファーはモミ属, パインはマツ属に属する。メイプルはムクロジ科, ポプラはヤナギ科の広葉樹である。

第1図　生物の地理的分布の特徴を基に分割した生物地理区(Ecozone)

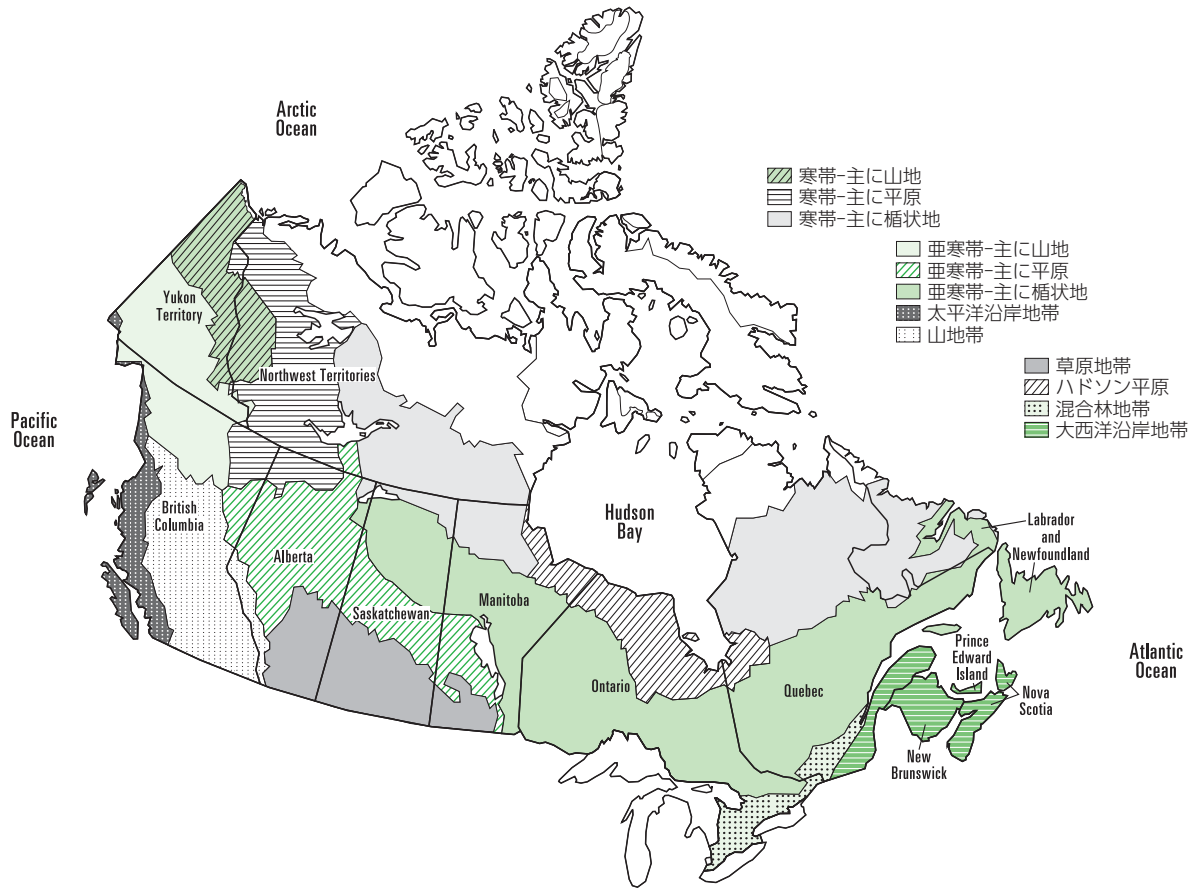

出典　The State of Canada's Forests Annual Report 1996-1997 から筆者加筆

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

樹種についてみると，BC州の海岸寄り太平洋沿岸地帯の森林は，針葉樹であるウエスタンヘムロック（ベイツガ）やウエスタンレッドシダー，シトカスプルース，ダグラスファーなどが混在している。

また，同州の内陸部側の山地帯の森林は，針葉樹であるロッジポールパイン，エンゲルマンスプルース，ダグラスファーなどが存在している。

一方，大西洋沿岸地帯に属する東部海岸寄りのニューブランズウィック州，ノバスコシア州の森林では，針葉樹であるバルサムファーやレッドスプルースのほか広葉樹であるシュガーメープルなどが広がる。また，オンタリオ州南側の混合林地帯の森林は，広葉樹であるシュガーメープルのほか，ビーチ（ブナ），ホワイトオークなどの森林が広がる。

寒帯，亜寒帯林となるその他地域（寒帯・亜寒帯の主に山地，平原，楯状地（たてじょうち）のほか，ハドソン平原）では，ホワイトスプルースやバルサムファー，ロッジポールパイン，ポプラなどが存在している。

（注１） 連邦国家であるカナダは，10の州と３つの準州で構成されている。歴史的にイギリスの強い影響力のもとで連邦政府が形成された経緯があり各州に自治権が認められている。一方，準州は人口が少なく，立法，行政権は連邦政府が持つ。準州の設立経緯は領有問題などそれぞれ異なる。

（2） 森林の所有形態と政府の役割

カナダの森林の大部分は公有林で，州/準州の所有が森林全体の90％を占めており，残りは私有林６％，連邦有林２％，その他２％となっている。木材の伐採の大半は公有林内で行われており，州/準州が企業に対し森林の管理権や伐採権などを貸与することで，森林管理ならびに木材生産活動が行われている。

連邦国家であるカナダの憲法（92条５項）は，公有地ならびにその立木および木材の管理・売却を州政府の専属的権限としている。各州政府は独自に森林に関する法律，規制，政策を策定しており，カナダの森林の管理，運営は基本的に州中心である。そのため，森林管理政策や産業政策は州ごとに違いがみられ，森林管理の方法や林産業の成熟度も異なる。なお，連邦政府は，国際貿易や外交交渉，先住民問題，調査研究などを管轄している。

連邦政府天然資源省（Department of Natural Resources）の森林局（Canadian Forest Service）では，持続可能な森林管理を支えるための科学や政策に関する知識を提供している。科学研究では，カナダ全域における森林火災や病虫害のモニタリングなどの調査研究や統計書の発行などを行っている。政策研究では，政策形成や森林管理計画の指導などを行っている。

また同省は，連邦および州/準州の森林担当大臣を集め連邦・州森林大臣評議会（Canadian Council of Forest Ministers）を組織している。この森林大臣評議会は，連邦，州，準州政府間の意見交換や協力の促進，国際的な問題に共に対応するための場である。更に，森林大臣評議会は国家全体の森林戦略に関する指針を策定しており，近年

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

はカナダ森林ビジョン（A Vision for Canada's Forests: 2008 and Beyond）のほか，バイオ製品や木材建築分野におけるイノベーションを強化するためのアクションプラン（Innovation Action Plan: 2016-2020）などの戦略を打ち出している。

2　素材生産と持続可能な森林管理の取組み

(1)　素材生産量と許容伐採量

カナダの素材生産量は米国，中国，ロシアに次ぐ世界第４位であるが，生産された木材の供給量は持続可能な水準を下回って推移しており[注2]，充分に生産力の余裕を持った伐採が行われている。

カナダにおける15年の素材生産量は160,541千㎥であり，なかでもBC州が全体の42％（67,970千㎥）を占める。これに次ぐのはケベック州の18％（28,559千㎥），アルバータ州の17％（28,064千㎥），オンタリオ州の10％（15,829千㎥）であり，これら４州からカナダ全体の９割弱が産出される（第２表）。

なお，カナダでは持続可能な木材供給を確実にするために，州/準州は森林管理計画を通じて素材生産量を制限している。これは，州/準州が企業に年間許容伐採量（Allowable Annual Cuts：AAC）を割り当てることによって行われており，15年の年間許容伐採量は225,966千㎥であった。カナダの素材生産量は長年にわたり年間許容伐採量を下回って推移しているが，これは州/準州の持続可能な森林管理に対する強力な検査・監督体制が影響しているためである。

年間許容伐採量は，所定の年数（５～10年程）が企業に対し認められるが，州/準州は，年間許容伐採量を野生生物の生息地を維持するために引き下げたり，または病虫害によって損傷した木材を回収するために引き上げたりすることができる[注3]。なお，

第2表　2015年の州/準州別の素材生産量と許容伐採量（AAC）

	素材生産量（千m³）			AAC（千m³）	AACに対する生産割合（%）	再造林率（%）
	針葉樹	広葉樹	合計			
ブリティッシュコロンビア州	65,980	1,990	67,970	78,264	87	96
ケベック州	20,900	7,659	28,559	45,257	63	31
アルバータ州	17,647	10,415	28,064	34,129	82	81
オンタリオ州	11,728	3,632	15,829	30,309	52	50
ニューブランズウィック州	6,223	3,140	9,363	9,054	103	21
ノバスコシア州	2,990	759	3,749	8,300	45	20
サスカチュワン州	1,575	2,137	3,712	8,218	45	47
マニトバ州	872	624	1,496	8,814	17	56
ニューファンドランド・ラブラドール州	1,312	80	1,392	2,974	47	25
プリンスエドワード島州	127	244	371	460	81	23
北西準州	18	-	18	-	-	30
ユーコン準州	17	-	17	187	-	43
ヌナブト準州	-	-	-	-	-	-
合計	128,835	30,682	160,541	225,966	71	50

資料　National Forestry Database Canada（http://nfdp.ccfm.org/highlights/highlights_e.php）
（注）　再造林率は，90年～15年の伐採面積に対する植林，播種面積の割合。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

素材生産量は年間許容伐採量を上回る年があってもよいが，設定された期間のなかで調整する必要がある。

（注２）持続可能な木材供給とは，環境，経済，社会の目標を達成しつつ，連邦，州/準州，私有の土地から収穫できる木材の量を指す。

（注３）BC州は害虫（マウンテンパインビートル）の食害により，特に00年代前半に多くの樹木が枯死した。被害木処理のため年間許容伐採量を引き上げていたが，処理も一段落しBC州の針葉樹製材の年間許容伐採量は引き下げられる傾向にある。BC州政府は，植生回復に向けて９つの木材供給区域と１つの林野管理権において（木材供給区域と林野管理権は（注4）を参照），13年以降10年間で20%以上の年間許容伐採量を引き下げる予定をしている。

(2)　伐採後の再生状況

カナダでは公有林が大部分であるため，企業には森林の管理権や伐採権が与えられている。ただし，企業には森林施業に関して，持続可能な森林経営の実現を目指した州/準州の森林管理計画によって，厳しい管理責任が課されている。

公有林の利用は，州/準州政府から主に企業への契約による伐採権の貸与によってなされる。その契約には，企業に対する立木伐採料や土地使用料の請求，伐採木の地域内加工の履行，森林管理の引受け等がある。(注4)また，州/準州は，伐採権の貸与にあたって森林の再生に関する厳しい要件を定めている。伐採後の再生について，州/準州は樹種構成や林分密度，蓄積量などをもとにした独自の再生基準および規制を設けており，伐採後は植林・播種による再造林が義務付けられる地域がある一方で，天然更新による植生回復が認められる地域もある。

カナダ全体の再造林率は50%であり，天然更新による植生回復が半分を占めている（第２表）。BC州96%，アルバータ州81%とカナダ西部で再造林率が高い一方で，中部以東の多くの地域では再造林率が50%を下回り，天然更新が選択されている。

（注４）例えばBC州では，テニュアという公有林の貸与制度がある。テニュアという用語は，州政府が個人や企業などに提供するリース，管理権，優先権，許可などを指す。この制度では，大企業に対して25年間ある特定の地域における資源調査から管理計画，伐採，造林など森林経営の権利を全面的に委譲する林野管理権（Tree Farm Licence：TFL）と，立木伐採権のみを企業に与える木材供給区域（Timber Supply Areas：TSA）がある。木材供給区域は９種類に分かれるが，長いものでも期間は20年未満とされている。

(3)　森林認証制度の採用状況

カナダでは，持続可能な森林管理が適切に実施されていることを認証する森林認証制度が幅広く利用されており，16年末現在，森林全体の約半分を占める168百万haの森林が認定されている。認証面積はカナダが世界最大である（第２図）。世界の認証林

第2図　2016年の世界の森林認証面積

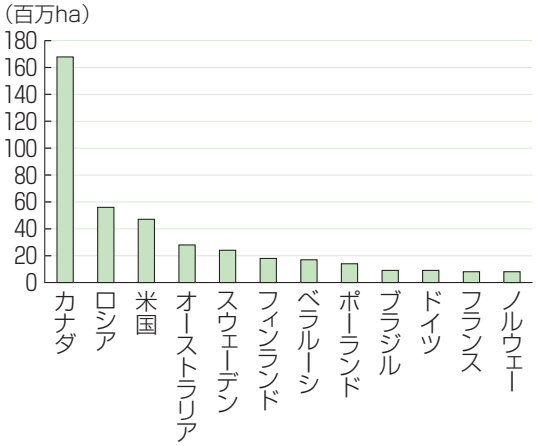

資料　Certification Canada(www.certificationcanada.org as of Oct 03/17)
（注）　2つ以上の認証を取得した地域については重複する面積を除いた値。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

の割合は森林全体のわずか11%であるが，認証林の37%がカナダに存在している。

森林認証制度としては，CSA（Canadian Standards Association，カナダ規格協会），SFI（Sustainable Forestry Initiative，持続可能な森林イニシアチブ），FSC（Forest Stewardship Council，森林管理協議会）の３つの制度が採用されている。(注5)

連邦政府および州/準州政府の持続可能な森林管理への取組みは，森林認証制度が目指しているものと近いことから，第三者審査のある森林認証制度の導入は州/準州の森林管理計画を補完し実証するためのツールであると森林大臣評議会（前出）はみなしている。そのような背景もあり，カナダ林産品協会（The Forest Products Association of Canada）は，会員企業に対しすべての施業地の森林認証取得を義務化するなど，林業・木材産業は森林認証の取得に積極的に取り組んでいる。

（注５） 森林認証制度には，２つの国際的な森林認証制度であるFSCとPEFC（Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes, PEFC森林認証プログラム）があり，カナダ独自の認証制度であるCSAとアメリカ林産物製紙協会の認証制度であるSFIは，PEFCによって承認された制度である。

(4)　持続可能な森林管理に取り組む背景

カナダが持続可能な森林管理に積極的に取り組む背景には，過去の林業・木材産業をめぐる環境問題がある。大面積の森林破壊問題に対する環境保護運動の高まりにより，森林管理政策に対する批判や大企業への生産活動の集中などに是正を求める声が州政府に向けられた。その結果，90年代に入り森林と環境の保全を重視する政策が相次いで打ち出され，生産を重視した粗放な林業は見直された。

19世紀後半から大企業による森林開発が本格化し，大面積皆伐かつ天然更新を主軸に木材生産は増加してきた。しかし，70年代からは自然保護団体による環境保護運動と先住民の土地返還要求が連動した形で森林開発阻止の動きが活発化した（植木（1998））。

その代表的なものに，BC州における原生林の伐採反対運動がある。BC州のバンクーバー島にはダグラスファーやウエスタンヘムロックからなる原生林が残されており，80年代半ばよりこの地域における大面積皆伐に反対する市民活動が活発となった（村嶌・荒谷（2000））。

BC州政府は，80年代半ばから90年代初頭にかけてより環境保全を意識した政策の導入を試みたが，その内容は木材産業にダメージを与えないように配慮されたものであった。91年に労働組合や環境保護団体，少数民族などを支持基盤とする新民主党（New Democratic Party）が政権を握ると環境問題の解決に乗り出した。92年に資源環境委員会（Commission on Resources and Environment）を創設して，住民参加の導入や先住民の権利を重視した土地利用戦略のほか，保護地域を倍増させる保全地域戦略や年間許容伐採量（前出）の見直しを行った。94年に環境アセスメント法（Environmental Assessment Act）を，95年に環境保全のた

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

めの新たな規制を導入した森林施業規則法（Forest Practice Code Act）を制定した。

その内容は，年間許容伐採量の縮小にとどまらず，林業・木材産業にとって新たな設備投資が必要となり生産コストの上昇を引き起こす厳しいものであった。その結果，森林管理政策は，それまでの木材生産を重視したものから，木材生産と環境保護の両立を図る方向へと動き始め，90年代後半に入って伐採反対運動は沈静化した。

現在は，02年後半に導入された森林原野施業法（Forest and Range Practices Act）によって公有林は管理されており，林業・木材産業等が伐採権を獲得するためには，同法に準拠した伐採計画を立て，地域住民に公聴会を開き，合意を得てから州政府に提出し承認を得なければならない。更に，森林認証制度の採用や労働生産性が低下する環境に配慮した伐採手法の適用，再造林後の手入れなどもあり，素材生産のための森林利用はかなりの労力と経済的負担がかかる（山田（2005））。

(5)　米加木材貿易摩擦の影響

カナダにおいて木材生産を重視した森林管理から持続可能な森林管理へと方向転換することになったもう一つの背景に，80年代前半から始まった米国との木材貿易摩擦がある。

82年に米国の木材業界は米商務省に対して，カナダの企業が州政府に支払う立木伐採料は不当に安く設定されており，米国の業界はそれによって不利益を被っていると申し立て，政治的運動を始めた。その後，86年には２国間で覚書（Memorandum of Understanding）が結ばれた。その内容は，カナダが15％の輸出税を課すか，州が課税に相当する水準に立木伐採料を引き上げることを求めており，BC州は後者を選択した。

91年にカナダが上記覚書の規定に従い覚書を終了させると，米国は相殺関税[(注6)]の発動による貿易制限措置を実施した。その後BC州は94年に森林再生法（Forest Renewal Act）を成立させ，森林再生計画（Forest Renewal Plan）を開始した。経済成長と環境保護の対立を克服しようとする戦略であり，その財源として立木伐採料を大幅に引き上げた。米国の貿易制限緩和と更なる持続可能な森林管理の促進の両方を狙った政策であった。

更に，96年には米加軟材協定（Softwood Lumber Agreement）が合意され，147億ボードフィート[(注7)]までのカナダ産材輸出については無税とされたが，超過分については２段階でカナダが課徴金を課すこととなった。なお，米国の消費者団体や環境保護団体は，カナダの原生林伐採や低い立木伐採料の環境への影響を問題視しておりこの協定を歓迎した（香坂（2009））。

しかし，97年のアジア通貨危機に伴う経済低迷で，98年にBC州は立木伐採料を独自判断で値下げした。米加軟材協定は，01年にカナダ企業の無関税枠への不満などから失効し，また，森林再生計画は立木伐採料の引下げなどによる財源減少の影響もあり同年に終了した。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

BC州政府は02年以降，企業に森林管理の費用を支払うことを求めた。カナダでは，米国との木材貿易摩擦や環境問題への対応などから森林施業の規制が進んだため，生産を重視した粗放的な林業はできなくなりつつあった。林業・木材産業は，森林認証制度の採用などにより持続可能な森林管理に向けた対応を迫られていたと考えられる。

（注６）輸出国が輸出価格を不当に引き下げた場合，輸入国がその効果を相殺するためにかける関税。

（注７）１ボードフィート（Board Feet：BF）は，北米における製材の計量単位である。１ボードフィートは0.00236㎥であることから，147億ボードフィートは，35百万㎥となる。

3　林業・木材産業の動向

(1)　カナダ経済への貢献

カナダは豊富な森林資源を背景に，林業や木材・木製品製造，パルプおよび紙製品製造などの産業が発達しており，カナダ経済の成長に寄与している。

カナダにおける林業・木材産業のGDP（国内総生産）に対する寄与度は16年において1.3％であり，林業・木材産業のGDPは21,865百万米ドルである。林業・木材産業のGDPの州別構成比をみると，BC州30.8％，ケベック州27.9％，オンタリオ州20.7％であり，これら３州で全体の79.4％を占める（第３表）。なお，BC州とニューブランズウィック州は，GDPへの寄与度がそれぞれ3.1％，3.6％であり，特にこれら地域では林業・木材産業は重要な位置づけにある。

また，カナダにおける林業・木材産業の従事者数は総雇用者数の1.1％（211,075人）であり，木材関連製品の輸出額は総輸出額の6.6％（25,697百万米ドル）を占める。

第3表　2016年地域別実質GDP

（単位　百万米ドル，％）

	全産業	構成比	林業・木材産業	構成比	全産業に占める林業・木材産業の割合
ブリティッシュコロンビア州	218,755	13.1	6,731	30.8	3.1
ケベック州	319,012	19.1	6,093	27.9	1.9
アルバータ州	288,113	17.2	2,396	11.0	0.8
オンタリオ州	633,509	37.9	4,528	20.7	0.7
ニューブランズウィック州	26,776	1.6	956	4.4	3.6
ノバスコシア州	32,845	2.0	427	2.0	1.3
サスカチュワン州	58,810	3.5	288	1.3	0.5
マニトバ州	55,912	3.3	307	1.4	0.5
ニューファンドランド・ラブラドール州	26,184	1.6	118	0.5	0.5
プリンスエドワード島州	4,786	0.3	17	0.1	0.4
北西準州	3,720	0.2	0	0.0	0.0
ユーコン準州	2,374	0.1	2	0.0	0.1
ヌナブト準州	2,040	0.1	0	0.0	0.0
合計	1,672,835	100.0	21,865	100.0	1.3

資料　Statistics Canada. Table 379-0030 GDP at basic prices, by NAICS, provinces and territories, annual

（注）林業・木材産業は，林業(NAICS:113)，木材・木製品業（同321），パルプ・紙・紙加工品（同322）の合計値。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

(2)　業種別にみた企業の分布

カナダの林業・木材産業にはたくさんの業種があるが，主なものとしては製材，単合板，パルプ・紙，家具産業がある。林業・木材産業の企業活動は，以下でみるように森林資源の分布状況に制約されている。

林業・木材産業の業種別企業件数をみると，林業（素材生産業等）の登録件数が4,588件と最も多い（第４表）。地域別の内訳は，カナダの両端にある太平洋沿岸のBC州が1,715件，大西洋沿岸のケベック州が1,128件と多い。

また，木材産業（木材・木製品，パルプ・紙・紙加工品，木製家具類）の登録件数をみると，BC州やケベック州，オンタリオ州に多い。なかでもケベック州やオンタリオ州は，パルプ・紙・紙加工品や木製家具類の件数が多く，前掲第１図と第１表に示すように，BC州と比べてそれらの原料となる広葉樹資源の割合が高いことが影響していると考えられる。

(3)　生産量と米国の影響

カナダは人口が少なく自国市場が狭隘である。そのため，生産された製品の主な仕向け先は国内消費向けではなく輸出となっている。

カナダ国内における木材関連製品の消費量（第５表）は，例えば針葉樹製材品が22,725千㎥，新聞用紙が296千トンであるが，生産量はそれぞれ66,862千㎥，3,353千トンと，広葉樹製材品以外の木材関連製品については生産量が消費量を大きく上回っている。(注8)

そして生産された製品の大半は，米国に向けて輸出されている（第３図）。しかし，07年のサブプライムローン問題を発端とした世界的な金融危機の影響で，米国の住宅

第4表　林業・木材産業の州/準州別企業数（従業員1人以上）

（単位　件）

	林業	木材・木製品	製材等	単板・合板・集成材等	その他パレット材等	パルプ・紙・紙加工品	紙・板紙およびパルプ	紙加工品	木製家具類	合計
ブリティッシュコロンビア州	1,715	802	249	72	481	52	23	29	424	2,993
ケベック州	1,128	961	247	114	600	188	62	126	1,031	3,308
アルバータ州	352	291	51	51	189	21	8	13	216	880
オンタリオ州	623	912	145	91	676	254	35	219	1,006	2,795
ニューブランズウィック州	425	122	49	17	56	19	8	11	53	619
ノバスコシア州	199	84	34	11	39	12	3	9	42	337
サスカチュワン州	49	56	11	13	32	2	1	1	51	158
マニトバ州	40	67	8	11	48	17	2	15	54	178
ニューファンドランド・ラブラドール州	39	50	16	9	25	4	1	3	25	118
プリンスエドワード島州	15	22	7	3	12	3	0	3	11	51
北西準州	1	1	1	0	0	0	0	0	1	3
ユーコン準州	2	2	1	0	1	0	0	0	3	7
ヌナブト準州	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	4,588	3,370	819	392	2,159	572	143	429	2,917	11,447

資料　Statistics Canada. Table 552-0005 - Canadian business counts, location counts with employees, by employment size and NAICS, Canada and provinces, December 2016
（注）　木製家具類は，分類コード33711, 337121, 337123, 337213の合計値。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第5表　2016年の木材関連製品の生産量，消費量，輸出入量

	生産量	消費量	輸出量	輸入量
広葉樹製材品（千m^3）	1,563	1,650	530	616
針葉樹製材品（千m^3）	66,862	22,725	45,322	1,185
構造用パネル（合板，OSB）（千m^3）	8,729	4,182	6,067	1,520
木材パルプ（千トン）	16,508	7,142	9,910	544
新聞用紙（千トン）	3,353	296	3,106	50

資料　Natural Resources Canada, Statistical data

第3図　カナダの針葉樹製材品国別輸出額の推移

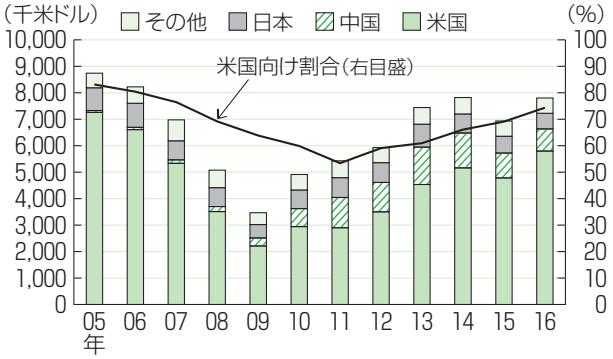

資料　ITC calculations based on UN COMTRADE statistics
（注）　針葉樹製材品は，輸出入統計品目番号4407。

第4図　米国民間住宅建設許可件数の推移

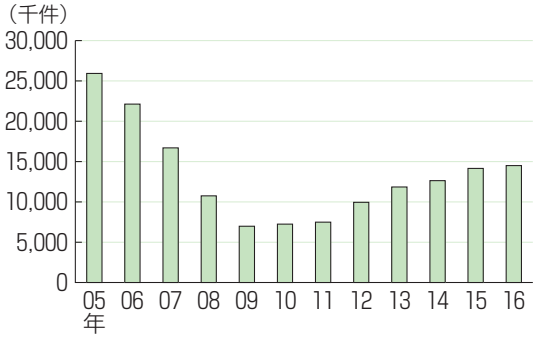

資料　U.S. Census Bureau

着工件数が大幅に減少したため（第４図），米国向けの輸出が減少し，それが他国の市場に目を向ける転機となった。

その結果，カナダの針葉樹製材品国別輸出額は，米国向けが05年の80％台前半から11年の50％台前半に低下し，他方で，中国が１％（05年）から20％台前半（11年）へ急伸した。中国への輸出は米国の景気後退による林業・木材産業への悪影響を緩和するのに大きく役立ち，また，米国一極集中からリスク分散を指向する動きへとつながった。ただし，近年は米国の住宅市場が景気後退後の回復を続けていることから，再び米国向けの割合が高まっている。（注9）

（注８） カナダの人口は16年35,152千人，住宅着工件数は198千戸である。なお，全米住宅建設業協会（National Association of Home Builders）によると米国における15年の新築住宅の平均延べ床面積は253㎡と日本の持ち家住宅（13年122㎡）の倍以上である。カナダも米国同様に住宅のサイズが大きいとみられる。

（注９） 日本では輸入製材品のうち３分の１をカナダ産が占めており，主にツーバイフォー住宅で用いられる。ツーバイフォーは北米由来の木造工法で，日本では74年に枠組壁工法として技術基準告示が制定された。ツーバイフォー住宅は年間12万戸前後着工されており，その材料としてSPF（スプルース，パイン，ファー）が多く利用されている。そのほかにも国内では，土台や垂木，小角などにベイツガが，合板にダグラスファーが，卒塔婆やかまぼこ板にバルサムファーなどが利用されている。近年は，高齢者福祉施設や共同住宅で枠組壁工法を用いた中層建築（４階～５階建て）が日本でも建設されるようになった。また，10年に制定された公共建築物等木材利用促進法は，後述のBC州のウッドファースト法をモデルとしており，カナダの木材利用の取組みが日本に与える影響は大きい。

4　カナダ産材利用拡大に向けた取組み

カナダは自国の森林資源が豊富であることを生かし，行政，企業，業界団体，研究機関，大学が連携してカナダ産材利用拡大に向けた取組みを進めている。本節では，そのなかでも革新的な林業・木材産業研究

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

機構（FPInnovations，以下「革新研究機構」という）と林産業革新投資公社（Forestry Innovation Investment，以下「革新投資公社」という）の活動を紹介したい。(注10)

（注10） 革新研究機構は07年に天然資源省の支援で組織された研究所で，FERIC（Forest Engineering Research Institute of Canada，森林・林業部門の研究所）やPAPRICAN（Pulp and Paper Research Institute of Canada，紙・パルプ部門の研究所）などいくつかの研究機関を統合して設立された。革新投資公社はBC州政府出資による公社で，BC州の林産品を世界市場に広め，森林資源の資産価値を高めるために03年に設立された。

（1） 海外市場の調査活動

輸出が盛んなカナダでは，革新研究機構と革新投資公社，業界団体が協力して企業活動に直結する輸出相手国の地域別の市場調査を実施し，その結果を同国内の企業，業界団体，研究機関に提供している。

調査対象地域は，米国，中国，日本，韓国，インド，ベトナム，パキスタン，欧州，中東（サウジアラビア，UAE，カタール，クウェート，トルコ），メキシコ，オーストラリアなどである。

それぞれの地域において，木製品（構造用，内装用，家具，バイオマス等）の市場動向や潜在市場規模の推定，将来の需要動向予測のほか，新興市場への参入機会分析，木材関連業界の競争力分析，業界構造分析，消費者ニーズ調査，法律・技術的課題の抽出などを実施している。

例えば，日本に関しては市区町村別にツーバイフォー住宅のマーケットシェアなどを分析し企業に情報提供をしている。

（2） 新技術・新製品開発

木材関連産業の国際競争力の強化に向けてカナダでは，革新研究機構を中心に森林経営から木製品加工，パルプ生産，建築システム，物流システムなど川上から川下までのすべての分野で研究が進められている。

研究プログラムは13あり，例えば，森林施業（Forest Operations）プログラムでは，造林，保育，伐採，運搬等の一連の森林における作業の効率性から安全性および森林の持続可能性までをサポートした研究が進められている。すべての作業段階のデータを収集し，森林施業の改善による効率の向上を促進するプラットフォームの開発のほか，リモートセンシング(注11)による効率的な森林施業計画の提供などが進められている。

また，先進的な建築工法（Advanced Building Systems）プログラムでは，耐火，耐震技術等の開発のほか，中高層建築物の建築基準作りへの対応，CLTや鉄骨とのハイブリッドなど新素材を利用した構造の新たな可能性の開拓などが進められている。17年にはCLTを利用した高層建築物として，世界一高い18階建てのブロック・コモンズを竣工している（写真１）。

それぞれの研究プログラムは，企業に対する助言や技術指導，試験等のサービスを行っているほか，性能向上やコスト削減など開発した技術やサービスは，ライセンス契約を結んだ企業によって活用されている。

（注11） 人工衛星や航空機などに搭載したセンサー（測定器）を用いて，物体ごとの電磁波の反射・放射特性（分光特性）を利用して，物体の識別を行う。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

写真１　木造18階建てのブロック・コモンズ
（筆者撮影：BC州）

(3)　木材利用の多角化

木材は低層（１階～２階）の建築物向けが主たる市場であるが，新たな市場として中層（３階～５階），高層（６階以上）の建築物の木造化に向けた技術開発や建築基準の作成が進められている。

BC州では09年にウッドファースト法（Wood First Act）が制定され，枠組壁工法の建設可能階数が４階から６階へ拡大された（写真２）。この建築基準の改訂に関与した革新研究機構は，15年に中層・大規模枠組壁工法建築物の設計・施工に資する技術資料（Mid-rise Wood-Frame Construction Handbook）を整備・公開し，現在ではカナダ全州で木造６階建てが建設できるようになっている。なお，BC州は革新研究機構と連携し20年を目指して12階建てを対象とした基準や規格の制定に着手している。

また，カナダでは新聞や印刷用紙の市場がデジタル化で縮小し続けていることを背景に，余剰分の木質繊維残さや木製品製造の副生成物等のバイオマスについて，先端技術を駆使した高付加価化が進められている。例えば，バイオケミカル（生化学）分野では，医薬品，生分解性プラスチック，パーソナルケア製品および工業用化学製品などへの応用が進められている。森林大臣評議会（前出）はバイオマス製品について短期的に優先する研究領域を特定するなど，国内の研究開発の支援に力を入れている。

写真２　建設中の木造６階建て共同住宅
（筆者撮影：BC州）

(4)　市場開拓に向けた活動

カナダの都市部では，居住用中高層建築物が一般的であるが，米国は都市部でも居住用低層建築物の割合が高く多層階建てが依然として少ない。革新研究機構はその他業界団体などとともに，米国で拡大しつつある居住用中高層建築物の市場を目指し，

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

国際基準評議会（International Code Council：ICC）に対し，CLTを米国の建築基準（International Building Code：IBC）に盛り込むよう働きかけを行った結果，15年に同基準でCLT建築物を設計するための規定が採択された。また，革新研究機構は米国向けにCLT工法建築物の設計・施行に資する技術資料（CLT Handbook）を作成し公開している。

同様に革新研究機構や革新投資公社，業界団体などは，中国の建築基準である木構造建築規範に中高層建築用の基準を盛り込むよう働きかけを行い，17年には３階建てまでだった木構造建築物が５階建てまで建設できるようになったほか，１件ごとの事情に応じて18階建てまで建設可能となった。

そのほかにも革新投資公社がインドにおいて，内装材や家具のショールームを展開するとともに住宅を展示するなど市場開発を進めている。また，インド国内の大学と連携してツーバイフォー建築の職人や技術者の育成に力を注ぎ，将来の木材利用拡大に向けて人材育成も進めている。

おわりに

以上のように，カナダは豊富な森林資源を背景として，林業や木材・木製品，パルプおよび紙製品などの産業が発達している。森林の大部分は公有林であり，木材は州/準州の林業・木材産業政策のもとで生産されている。州/準州は持続可能な森林管理に向けた取組みを進めているため，企業は森林認証制度を積極的に取得している。

また，カナダは人口が少なく自国市場が狭隘であるため，生産された製品の多くが輸出されている。そのため輸出相手国の地域別の市場調査を実施するなど，行政，企業，業界団体，研究機関，大学が連携して木材利用拡大に向けた取組みを進めている。

なお，最も素材生産量の多いBC州では前出のとおり世界一高い木造18階建ての高層建築物が建築されるなど，先進的な木材利用を積極的に進めている。過去にはバンクーバーオリンピックの数多くの競技会場等で木材を利用し，オリンピック会場をあたかも木造建築の展示場のように活用した。その後も，木材製品の普及に向けた様々な展示モデルを建築しており，街全体が最先端木造建築の展示場となっている。このような取組みが世界に届き，新たな需要を生み出し地域の林業・木材産業を支えている。

＜参考文献＞

- Canadian Council of Forest Ministers (CCFM) (2016) *INNOVATION ACTION PLAN 2016-2020*. http://cfs.nrcan.gc.ca/pubwarehouse/pdfs/37112.pdf
- Canadian Council of Forest Ministers (CCFM) (2017) *A Forest Bioeconomy Framework for Canada*. http://www.ccfm.org/pdf/10a%20Document%20-%20Forest%20Bioeconomy%20Framework%20for%20Canada%20-%20E.pdf
- Economic Development and Trade Alberta (1996) *SOFTWOOD LUMBER AGREEMENT*. http://economic.alberta.ca/documents/Trade/softwoodlumberagmt.pdf
- Food and Agriculture Organization (FAO) (2015a) *Global Forest Resources Assessment 2015*. http://www.fao.org/3/a-i4808e.pdf

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

・Food and Agriculture Organization（FAO）（2015b）*Global Forest Resources Assessment 2015 Country Report Canada*. http://www.fao.org/documents/card/en/c/8202f908-3990-4321-a2b4-a2e346dbf68c/
・Forestry Innovation Investment（FII）（2017）*YEAR IN REVIEW 2016/17*. https://www.bcfii.ca/sites/default/files/report/2017-Year-in-Review.pdf#page=7
・Natural Resources Canada（NRC）*The State of Canada's Forests*（各年版）. http://cfs.nrcan.gc.ca/series/read/90

・植木達人（1998）「カナダBC州における近年の森林経営の動向と課題」『林業経済研究』Vol.44 No.2
・植木達人・根本昌彦（2002）「カナダBC州における戦後の林業政策と大手林産企業の発展過程──王室委員会報告の方針とTFLsの展開を中心として──」『林業経済研究』Vol.48 No.3
・大田伊久雄（2002）「木材輸出国カナダにおける持続可能な森林管理への取り組み：産業政策か環境政策か？」『京都大学生物資源経済研究』No.8
・加藤隆（1994）「カナダBC州における伐採権制度の見直しと原木供給構造の変化」『林業経済』Vol.47 No.1
・清野明（2016）「ツーバイフォー工法による木造6階建て実験棟プロジェクト」『木材情報』4月号
・久保山裕史ほか（1999）「近年の森林施業規制が北米の針葉樹材生産に与えた影響に関する考察」『林業経済研究』Vol.45 No.1
・香坂玲（2009）「米加針葉樹製材貿易紛争の利害構造と報道にみる『雇用の場としてのカナダ林業』の変遷──二国間合意（SLA）の失効までの公共放送CBCのレビューから──」『林業経済研究』Vol.55 No.3
・柴田晋吾（1998）「カナダにおける持続可能な森林の取り扱いのための合意形成の取り組み──BC州とオンタリオ州の森林土地利用計画を中心に──」『林業経済研究』Vol.44 No.2
・高橋卓也（2009）「カナダの森林の持続可能性を巡る論議から見た日本の間伐問題」『林業経済研究』Vol.55 No.1
・日本林業調査会編（1999）『諸外国の森林・林業──持続的な森林管理に向けた世界の取り組み──』日本林業調査会
・根本昌彦（2002）「CSA認証制度の構造分析」『林業経済』Vol.55 No.6
・根本昌彦（2003）「カナダにおける『持続可能な森林経営』の現状と課題」『林業経済』Vol.56 No.5
・野村勇（1977）『北アメリカ林業の展望──日本の木材需給をリードする──』林業経済研究所
・Forestry Innovation Investment（FII）（2014）「BC州が2010年のオリンピックでどのようにして木材利用の金メダルに輝いたか」『木材情報』5月号
・村嶌由直（1992）「カナダBC州における林業・林産業の一局面」『林経協月報』No.374
・村嶌由直編（1998）『アメリカ林業と環境問題』日本経済評論社
・村嶌由直・荒谷明日兒（2000）『世界の木材貿易構造──〈環境の世紀〉へグローバル化する木材市場──』日本林業調査会
・山田容三（2005）「ゾーニングと持続可能な森林管理──カナダの新たな取り組みに触れて──」『森林科学』Vol.43

＜参考WEBサイト＞
・British Columbia government
https://www2.gov.bc.ca/gov/content/home
・Canada Mortgage and Housing Corporation
https://www.cmhc-schl.gc.ca/en/index.cfm
・CCFM：Canadian Council of Forest Ministers
http://www.ccfm.org/english/index.asp
・Certification Canada
http://certificationcanada.org/en/home/
・CNFI：Canada's National Forest Inventory
https://nfi.nfis.org/en
・FII：Forestry Innovation Investment
https://www.bcfii.ca/
・FPI：FPInnovations
https://fpinnovations.ca/Pages/index.aspx
・National Forestry Database
http://nfdp.ccfm.org/index_e.php
・NRC：Natural Resources Canada
http://www.nrcan.gc.ca/home
・Statistics Canada
http://www.statcan.gc.ca/eng/start

（あんどう　のりちか）

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

書籍案内

自然エネルギーと協同組合

村田武・河原林孝由基　編著

2017年8月3日発行　四六判123頁　定価1,200円（税別）（株）筑波書房

本書は，農協や生協など協同組合がどのように自然エネルギー（再生可能エネルギー）事業に取り組むかを，畜産バイオガス発電，営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング），自然エネルギー産直，ドイツの「エネルギー大転換」と自然エネルギー村を事例に論究した。地域における自然エネルギー事業の取組みでは，とくに協同組合の出番になっているという提案が積極的に受け止められることを期待している。

主　要　目　次

はじめに（村田武）
第１章　農協が取り組める畜産バイオガス発電（村田武・河原林孝由基）
コラム１　畜産バイオガス発電の畜産物を敷料として再生・再利用 —— 北海道江別市・小林牧場（河原林孝由基）
コラム２　耕畜連携による液肥利用と高付加価値化 —— 千葉県いすみ市・高秀牧場（河原林孝由基）
コラム３　農協が「電力の地産地消」をリード —— JA士幌町のエネルギー地域循環型農業の実践（河原林孝由基）
第２章　農協が取り組める営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）（坂内久・河原林孝由基）
第３章　生協が取り組める自然エネルギー産直（福浦眞紀）
コラム４　パルシステムグループによる「電力の産消提携」の展開（河原林孝由基）
第４章　ドイツの「エネルギー大転換」と自然エネルギー村（A.ハイセンフーバー，文責：河原林孝由基）
【現地ルポ】エネルギー作物ではなく食品残渣でバイオガス発電（ドイツ・バイエルン州のヘーグル農場）（河原林孝由基）
あとがき（村田武）

購入申込先……（株）筑波書房　TEL 03-3267-8599（販売）
問い合わせ先……（株）農林中金総合研究所　TEL 03-6362-7743

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

統　計　資　料

目　　次

1. 農林中央金庫　資金概況　（海外勘定を除く）……(53)
2. 農林中央金庫　団体別・科目別・預金残高　（海外勘定を除く）……(53)
3. 農林中央金庫　団体別・科目別・貸出金残高　（海外勘定を除く）……(53)
4. 農林中央金庫　主要勘定　（海外勘定を除く）……(54)
5. 信用農業協同組合連合会　主要勘定　……(54)
6. 農業協同組合　主要勘定　……(54)
7. 信用漁業協同組合連合会　主要勘定　……(56)
8. 漁業協同組合　主要勘定　……(56)
9. 金融機関別預貯金残高　……(57)
10. 金融機関別貸出金残高　……(58)

統計資料照会先　農林中金総合研究所調査第一部
ＴＥＬ 03（6362）7755
ＦＡＸ 03（3351）1153

利用上の注意（本誌全般にわたる統計数値）

1　数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
2　表中の記号の用法は次のとおりである。
「０」単位未満の数字　「－」皆無または該当数字なし
「…」数字未詳　「△」負数または減少
「＊」訂正数字　「Ｐ」速報値

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

1. 農林中央金庫資金概況

（単位 百万円）

年月日	預金	発行債券	その他	現金預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通合計
2012. 8	**43,162,601**	**4,904,809**	**22,663,355**	**3,339,030**	**44,790,290**	**15,913,424**	**6,688,021**	**70,730,765**
2013. 8	**48,273,510**	**4,361,479**	**25,103,111**	**7,315,751**	**48,281,427**	**15,816,774**	**6,324,148**	**77,738,100**
2014. 8	**51,045,710**	**3,853,777**	**28,249,138**	**9,975,475**	**50,697,759**	**17,183,715**	**5,291,676**	**83,148,625**
2015. 8	**54,359,268**	**3,406,472**	**35,611,419**	**12,516,205**	**57,686,683**	**18,395,437**	**4,778,834**	**93,377,159**
2016. 8	**61,204,037**	**2,837,329**	**29,646,304**	**24,529,057**	**52,913,635**	**11,895,381**	**4,349,597**	**93,687,670**
2017. 3	61,592,384	2,423,827	39,887,691	22,307,657	62,067,325	10,947,791	8,581,129	103,903,902
4	62,099,076	2,369,043	37,732,627	25,392,842	56,287,463	10,408,484	10,111,957	102,200,746
5	62,667,060	2,314,936	37,671,893	25,564,752	57,055,532	10,149,598	9,884,007	102,653,889
6	64,178,608	2,261,194	40,299,090	26,280,623	60,738,139	10,312,461	9,407,669	106,738,892
7	64,377,264	2,207,133	39,319,634	22,273,382	61,810,364	10,348,206	11,472,079	105,904,031
8	64,565,307	2,153,003	40,130,884	24,764,661	62,176,800	10,327,776	9,579,957	106,849,194

（注） 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2017年8月末現在　（単位 百万円）

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	53,929,138	-	2,273,271	78	4,136	-	56,206,623
水産団体	1,788,866	-	120,254	1	64	-	1,909,186
森林団体	1,671	-	6,744	1	207	-	8,623
その他会員	2,219	-	5,970	-	-	-	8,189
会員計	55,721,894	-	2,406,240	80	4,406	-	58,132,620
会員以外の者計	458,445	33,929	356,532	71,569	5,482,676	29,535	6,432,687
合計	**56,180,339**	**33,929**	**2,762,773**	**71,649**	**5,487,082**	**29,535**	**64,565,307**

（注） 1 金額は単位未満を四捨五入しているので，内訳と一致しないことがある。　2 上記表は，国内店分。
3 海外支店分預金計　281,108百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2017年8月末現在　（単位 百万円）

団体別		証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計
系統団体等	農業団体	901,508	106,832	22,769	-	1,031,109
	開拓団体	20	9	-	-	29
	水産団体	20,135	3,196	5,162	20	28,513
	森林団体	2,332	3,315	1,456	3	7,106
	その他会員	1,012	634	20	-	1,666
	会員小計	925,007	113,986	29,407	23	1,068,423
	その他系統団体等小計	93,040	9,214	37,821	-	140,077
	計	1,018,047	123,200	67,228	23	1,208,500
関連産業		3,134,731	34,971	800,653	1,980	3,972,335
その他		5,000,190	1,753	145,000	-	5,146,942
合計		**9,152,968**	**159,924**	**1,012,881**	**2,003**	**10,327,777**

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

4. 農　林　中　央　金

（貸　　方）

年月末	預金 当座性	預金 定期性	預金 計	譲渡性預金	発行債券
2017. 3	7,147,856	54,444,528	61,592,384	14,220	2,423,827
4	7,478,086	54,620,990	62,099,076	-	2,369,043
5	7,632,607	55,034,453	62,667,060	-	2,314,936
6	8,557,881	55,620,727	64,178,608	-	2,261,194
7	8,346,961	56,030,303	64,377,264	-	2,207,133
8	8,359,794	56,205,513	64,565,307	-	2,153,003
2016. 8	7,145,995	54,058,042	61,204,037	-	2,837,329

（借　　方）

年月末	現金	預け金	有価証券 計	有価証券 うち国債	商品有価証券	買入手形	手形貸付
2017. 3	95,371	22,212,286	62,067,325	13,166,759	3,913	-	161,215
4	63,141	25,329,701	56,287,463	13,217,670	1,003	-	159,771
5	62,565	25,502,186	57,055,532	13,008,157	1,002	-	163,345
6	53,682	26,226,940	60,738,139	15,701,492	2,612	-	161,865
7	63,715	22,209,667	61,810,364	16,127,115	7,599	-	162,335
8	53,998	24,710,663	62,176,800	16,166,840	2,082	-	159,924
2016. 8	49,335	24,479,722	52,913,635	13,292,503	15,614	-	197,380

（注）1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。　2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信　用　農　業　協　同　組

年月末	貸方 貯金 計	貯金 うち定期性	譲渡性貯金	借入金	出資金
2017. 3	62,228,814	61,020,425	1,221,510	1,248,981	1,949,099
4	62,769,299	61,581,022	1,261,214	1,245,142	1,951,019
5	62,745,222	61,687,668	1,303,755	1,245,142	1,951,019
6	63,922,210	62,687,738	1,310,249	1,455,832	1,950,655
7	64,074,624	62,886,075	1,360,764	1,455,832	1,952,940
8	64,571,200	63,226,686	1,395,477	1,445,833	1,954,037
2016. 8	61,661,325	60,374,632	1,437,726	1,018,811	1,870,041

（注）1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。　2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農　業　協　同　組

年月末	貸方 貯金 当座性	貯金 定期性	貯金 計	借入金 計	借入金 うち信用借入金
2017. 2	32,589,066	66,476,832	99,065,898	511,302	351,991
3	32,682,884	65,741,474	98,424,358	533,460	365,172
4	33,076,722	65,968,701	99,045,423	541,302	378,039
5	32,716,931	66,205,864	98,922,795	555,938	392,498
6	33,178,947	67,307,298	100,486,245	556,184	392,463
7	32,696,933	67,769,720	100,466,653	568,014	405,226
2016. 7	31,237,472	66,394,121	97,631,593	493,993	328,539

（注）1 貯金のうち当座性は当座･普通･貯蓄･通知･出資予約･別段。　2 貯金のうち定期性は定期貯金･譲渡性貯金･定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

庫　主　要　勘　定

（単位 百万円）

コールマネー	受託金	資本金	その他	貸方合計
-	1,257,432	3,480,488	35,135,551	103,903,902
-	2,088,913	3,480,488	32,163,226	102,200,746
-	1,594,147	3,480,488	32,597,258	102,653,889
-	2,523,720	3,480,488	34,294,882	106,738,892
-	2,205,088	3,480,488	33,634,058	105,904,031
-	2,449,673	3,480,488	34,200,723	106,849,194
-	2,274,132	3,480,488	23,891,684	93,687,670

貸出金				コールローン	その他	借方合計
証書貸付	当座貸越	割引手形	計			
9,684,868	1,099,295	2,411	10,947,791	50,000	8,527,216	103,903,902
9,259,252	986,721	2,738	10,408,484	400,000	9,710,954	102,200,746
9,005,449	978,654	2,148	10,149,598	500,000	9,383,006	102,653,889
9,195,041	953,429	2,124	10,312,461	120,000	9,285,058	106,738,892
9,161,840	1,021,827	2,202	10,348,206	130,000	11,334,480	105,904,031
9,152,968	1,012,880	2,003	10,327,776	180,000	9,397,875	106,849,194
10,728,542	967,309	2,149	11,895,381	57,737	4,276,246	93,687,670

合連合会主要勘定

（単位 百万円）

現金	預け金 計	預け金 うち系統	コールローン	金銭の信託	有価証券	貸出金 計	貸出金 うち金融機関貸付金
64,516	41,259,631	41,203,261	30,000	721,980	18,629,914	7,001,246	1,736,636
66,324	42,460,238	42,403,566	20,000	732,935	16,938,075	6,908,043	1,729,022
58,207	42,286,287	42,227,905	15,000	741,267	17,164,763	6,893,533	1,725,594
60,348	43,585,594	43,535,778	25,000	757,996	17,329,032	6,925,096	1,756,037
68,523	43,392,673	43,342,513	15,000	771,884	17,577,259	6,938,002	1,746,693
64,964	43,751,328	43,702,787	15,000	781,420	17,556,956	7,019,337	1,745,027
64,227	41,769,879	41,715,938	5,000	670,968	16,650,830	6,619,216	1,600,427

合　主　要　勘　定

（単位 百万円）

現金	預け金 計	預け金 うち系統	有価証券・金銭の信託 計	有価証券・金銭の信託 うち国債	貸出金 計	貸出金 うち公庫(農)貸付金	報告組合数
402,694	73,920,018	73,705,420	4,090,110	1,733,442	21,670,284	164,596	656
414,291	73,628,409	73,409,682	4,080,155	1,731,665	21,683,626	167,802	655
420,454	74,302,822	74,082,870	3,952,539	1,651,325	21,652,243	168,317	654
413,536	74,073,715	73,850,908	3,941,896	1,643,366	21,725,298	169,051	654
427,746	75,656,532	75,442,803	3,926,084	1,640,164	21,738,387	169,378	654
435,887	75,557,962	75,331,973	3,976,593	1,676,916	21,786,951	169,787	654
425,212	72,317,580	72,095,546	4,008,531	1,616,686	22,055,703	176,464	661

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方				借方				
	貯金		借用金	出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2017．5	2,398,647	1,689,779	21,070	55,099	16,759	1,886,925	1,866,927	79,790	471,005
6	2,429,348	1,715,671	22,270	55,101	16,002	1,926,702	1,905,363	80,796	473,459
7	2,432,349	1,727,372	22,270	55,114	17,214	1,915,742	1,895,397	81,154	479,697
8	2,431,171	1,737,774	22,270	55,421	16,705	1,915,865	1,896,112	80,887	483,448
2016．8	2,389,003	1,698,125	16,471	54,402	16,637	1,850,055	1,831,203	83,927	491,541

（注） 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方					借方						報告組合数
	貯金		借入金		払込済出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金		
	計	うち定期性	計	うち信用借入金			計	うち系統		計	うち公庫(農)資金	
2017．3	793,649	429,295	82,731	62,126	107,467	5,304	801,341	793,142	400	148,072	7,692	80
4	784,822	425,808	85,752	63,323	107,298	5,640	790,907	780,890	400	150,872	7,643	80
5	785,938	424,525	88,323	64,213	106,958	5,962	787,337	778,566	400	152,153	7,454	80
6	792,232	427,185	89,568	65,166	106,950	5,678	789,762	781,349	400	153,911	7,472	80
2016．6	793,767	432,685	90,304	65,469	107,582	6,366	783,979	775,559	400	159,521	8,481	81

（注） 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
2 借入金計は信用借入金・経済借入金。
3 貸出金計は信用貸出金。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

9. 金融機関別預貯金残高

（単位 億円，%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	**2014. 3**	**915,079**	**556,085**	**2,942,030**	**2,356,986**	**615,005**	**1,280,602**	**186,716**
	2015. 3	**936,872**	**580,945**	**3,067,377**	**2,432,306**	**632,560**	**1,319,433**	**192,063**
	2016. 3	**959,187**	**597,361**	**3,235,087**	**2,482,863**	**642,280**	**1,347,476**	**195,607**
	2016. 8	980,024	616,613	3,247,046	2,481,037	645,164	1,374,288	198,843
	9	976,522	614,018	3,275,716	2,474,640	649,865	1,376,917	199,429
	10	981,955	618,036	3,300,066	2,477,725	648,016	1,378,867	199,049
	11	982,447	618,441	3,359,669	2,493,530	648,384	1,377,159	198,492
	12	994,335	626,598	3,325,910	2,519,581	657,649	1,388,857	200,514
	2017. 1	989,163	623,667	3,357,514	2,497,673	651,321	1,380,857	199,456
	2	990,659	624,501	3,359,894	2,509,068	653,228	1,386,291	199,843
	3	984,244	622,288	3,433,657	2,543,180	657,873	1,379,128	199,392
	4	990,454	627,693	3,466,198	2,552,021	661,170	1,393,984	200,515
	5	989,228	627,452	3,502,267	2,550,395	659,393	1,390,545	199,844
	6	1,004,862	639,222	3,455,334	2,563,617	664,977	1,403,186	201,876
	7	1,004,667	640,746	3,463,692	2,545,199	659,879	1,400,980	201,553
	8	P 1,009,277	645,712	3,465,196	2,552,590	661,723	1,406,065	202,374
前年同月比増減率	**2014. 3**	**2.0**	**0.5**	**3.0**	**3.3**	**2.5**	**2.5**	**2.2**
	2015. 3	**2.4**	**4.5**	**4.3**	**3.2**	**2.9**	**3.0**	**2.9**
	2016. 3	**2.4**	**2.8**	**5.5**	**2.1**	**1.5**	**2.1**	**1.8**
	2016. 8	2.4	2.9	7.2	2.2	1.7	2.2	2.1
	9	2.5	3.0	7.2	2.1	1.7	2.2	2.1
	10	2.6	3.2	9.1	2.3	1.9	2.4	2.1
	11	2.7	4.4	9.1	2.7	1.9	2.4	2.1
	12	2.7	4.2	9.5	2.8	1.9	2.3	2.1
	2017. 1	2.7	4.4	10.0	2.5	1.9	2.4	2.1
	2	2.8	4.2	7.3	2.9	2.4	2.4	1.9
	3	2.6	4.2	6.1	2.4	2.4	2.3	1.9
	4	2.8	4.0	6.6	2.4	2.6	2.3	1.8
	5	2.8	3.9	6.5	2.5	2.7	2.3	1.8
	6	3.1	3.6	6.4	2.7	2.5	2.3	1.6
	7	2.9	4.5	7.3	2.3	2.2	2.2	1.7
	8	P 3.0	4.7	6.7	2.9	2.6	2.3	1.8

（注）1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。
2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。
3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。
4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

10. 金融機関別貸出金残高

（単位 億円，%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	**2014. 3**	**213,500**	**52,736**	**1,812,210**	**1,716,277**	**457,693**	**644,792**	**97,684**
	2015. 3	**209,971**	**52,083**	**1,829,432**	**1,783,053**	**470,511**	**658,016**	**100,052**
	2016. 3	**206,362**	**51,472**	**1,853,179**	**1,846,204**	**487,054**	**673,202**	**102,887**
	2016. 8	205,865	50,188	1,816,087	1,862,743	486,135	674,517	103,278
	9	204,781	50,318	1,830,384	1,875,964	492,818	681,666	104,341
	10	204,530	51,447	1,822,662	1,874,640	490,452	679,045	104,240
	11	204,226	51,559	1,832,629	1,882,593	492,162	680,296	104,554
	12	203,263	51,874	1,839,588	1,903,627	499,129	689,067	105,481
	2017. 1	202,997	52,167	1,832,542	1,899,466	496,139	684,445	105,076
	2	203,132	52,171	1,829,841	1,901,947	496,311	685,179	105,290
	3	203,821	52,646	1,846,555	1,918,890	502,652	691,675	106,382
	4	203,443	51,790	1,824,254	1,916,073	499,473	689,626	105,995
	5	204,171	51,679	1,815,947	1,918,846	498,434	688,479	106,014
	6	204,316	51,691	1,816,681	1,924,213	501,848	690,709	106,412
	7	204,757	51,913	1,809,581	1,931,341	502,311	692,104	106,833
	8	P 205,132	52,743	1,803,310	1,933,864	502,855	693,170	107,174
前年同月比増減率	**2014. 3**	**△0.9**	**△2.5**	**2.5**	**3.0**	**2.0**	**1.2**	**2.0**
	2015. 3	**△1.7**	**△1.2**	**1.0**	**3.9**	**2.8**	**2.1**	**2.4**
	2016. 3	**△1.7**	**△1.2**	**1.3**	**3.5**	**3.5**	**2.3**	**2.8**
	2016. 8	△1.9	△2.0	△0.7	3.9	3.4	2.5	3.0
	9	△2.0	△0.8	△0.5	4.0	3.4	2.5	3.1
	10	△2.0	△0.6	△0.4	3.9	3.4	2.2	3.1
	11	△1.9	△0.4	△0.6	4.1	3.7	2.5	3.4
	12	△1.8	△0.6	△0.6	3.9	3.5	2.5	3.2
	2017. 1	△1.8	0.7	△0.9	3.8	3.4	2.3	3.2
	2	△1.7	1.1	△0.4	4.2	3.8	2.8	3.3
	3	△1.2	2.3	△0.4	3.9	3.2	2.7	3.4
	4	△1.1	3.1	0.4	4.1	3.6	2.9	3.5
	5	△0.9	3.8	△0.0	4.0	3.4	2.9	3.5
	6	△0.8	4.2	△0.7	4.1	3.4	2.8	3.8
	7	△0.7	4.3	△0.4	3.9	3.2	2.5	3.6
	8	P △0.4	5.1	△0.7	3.8	3.4	2.8	3.8

（注） 1 表9（注）に同じ。
2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。
3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）」のお知らせ

農中総研では，全中・全漁連・全森連と連携し，東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報を，過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために，ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」を2012年３月に開設しました。

東日本大震災は，過去の大災害と比べ，①東北から関東にかけて約600kmにおよぶ太平洋沿岸の各市町村が地震被害に加え大津波の来襲による壊滅的な被害を受けたこと，②さらに福島原発事故による原子力災害が原発近隣地区への深刻な影響をはじめ，広範囲に被害をもたらしていること，に際立った特徴があります。それゆえ，阪神・淡路大震災で復興に10年以上を費やしたことを鑑みても，さらにそれ以上の長期にわたる復興の取組みが必要になることが予想されます。

被災地ごとに被害の実態は異なり，それぞれの地域の実態に合わせた地域ごとの取組みがあります。また，福島原発事故による被害の複雑性は，復興の形態をより多様なものにしています。

こうした状況を踏まえ，本ホームページにおいて，地域ごとの復興への農林漁業協同組合の取組みと全国からの支援活動を記録し集積することにより，その記録を将来に残すと同時に，情報の共有化を図ることで，復興の取組みに少しでも貢献できれば幸いです。

（2017年10月20日現在、掲載情報タイトル4,254件）

●農中総研では，農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）の広報誌やホームページ等に公開されている，東日本大震災に関する情報を受け付けております。
　冊子の保存期限の到来，ホームページの更改や公開データ保存容量等，何らかの理由で処分を検討されている情報がありましたら，ご相談ください。

URL : http://www.quake-coop-japan.org/

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。
送り先　〒151-0051　東京都渋谷区千駄ヶ谷５－27－11　農林中金総合研究所
FAX　０３－３３５１－１１５９
Eメール　norinkinyu @ nochuri. co. jp

本誌に掲載の論文，資料，データ等の無断転載を禁止いたします。

農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2017年11月号第70巻第11号〈通巻861号〉11月1日発行

編　集
株式会社 農林中金総合研究所／〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 代表TEL 03-6362-7700
編集TEL 03-6362-7779 FAX 03-3351-1159
URL : http://www.nochuri.co.jp/

発　行
農林中央金庫／〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

印刷所
永井印刷工業株式会社

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/